

**第 3 回  
食料・農業・農村政策審議会  
生産分科会果樹部会  
平成16年12月17日**

**農 林 水 産 省**

午後2時30分 開会

西嶋課長補佐 それでは、定刻の時間になりましたので、ただいまから平成16年度第3回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわりませずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまで、果樹花き課の西嶋が司会進行させていただきます。

まず、お手元の配付資料一覧をごらんいただきたいと思います。資料につきましては、資料1から資料9、それから、参考資料といたしまして参考1から参考4までございます。簡単に資料の内容についてご説明いたしますが、資料3につきましては、果樹農業振興基本方針見直しの検討状況ということで、夏に取りまとめていただきました中間論点整理、それから、中間論点整理を基本にこれまで小委員会の方で議論いただきました今後の方向等について整理をさせていただいております。それから、資料4でございますけれども、本日の議論のメインと考えております果樹

農業振興基本方針の策定に当たっての論点、これまでの議論の整理という形でまとめさせていただいたものでございます。それから、資料5が論点の方のポイントをまとめました果樹農業の課題と今後の方向でございます。それから、資料6は、中間論点整理やそれ以後の小委員会で議論したデータ、資料等について整理をしたもの、データ編でございます。それから、資料7、8でございますけれども、果樹部会の今後の検討内容でありますとか、スケジュールを整理していただいております。それから、資料9につきましては、果樹農業振興基本方針を作成する上での枠組みとなります基本方針の構成内容を整理させていただいております。資料の抜け等がございましたら、事務局までお申し付け下さい。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員、臨時委員の先生方のご出欠でございますけれども、増田委員、それから武井臨時委員が所用によりご欠席という連絡をいただいております。それから、梶浦委員におかれましては、所用により若干遅くなると、連絡をいただいております。

本日は、前回の8月の部会と同様、産地・経営小委員長の志村小委員長、それから、需給小委員会の徳田小委員長にもご出席をいただいておりますので紹介させていただきます。

それでは、議事次第に基づきまして、豊田部会長の方からごあいさつをいただきまして、そのまま部会長の方に議事進行をお願いいたします。

では、よろしくお願ひいたします。

豊田部会長 本日はご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

8月の中間論点整理以降の経過を簡単にご報告させていただきます。

企画部会ではこの間、食の安全・安心の確保、食料自給率の目標、食品産業の競争力強化、農産物の輸出促進、バイオマス利活用を初め、既に中間論点整理で議論いたしました担い手政策、農地制度、経営安定対策、環境・資源保全管理等の主要課題について、かなり立ち入った具体像について議論を深めてきてあります。

また、近々の12月14日の第27回企画部会では、新たな基本計画の構成の考え方につきまして、留意点の検討、計画期間中に重点的に実施すべき施策の分野と方向性、基本的視点、自給率向上に向けた重点課題と達成手段、県・市町村別の自給率目標、行程表の作成など、かなり大枠について審議がされております。

また、ご承知のように、果樹部会の2つの小委員会におきましては、経営安定対策の見直し・評価、新たな経営支援対策の方向、産地・担い手対策及び自給率の見直し手法、あるいは消費拡大対策等につきまして熱心にご審議いただき、本日の議論の整理となっております。

この間取りまとめに当たられました志村委員長、徳田委員長の大変なご努力に、この席におきまして感謝申し上げたいと思います。

また、本部会の委員の皆様方には、こういった経緯も含め、事

前のレクチャーを事務局に特にお願いいたしました、委員の皆様方の意の集約に努めてきておりますが、本日の部会におきましても、前回同様、忌憚のないご意見をちょうだいしまして、実りのあるご審議となりますようお願い申し上げます。本日は、どうぞひとつよろしくお願いいいたします。

それでは、予定では農林水産省から染大臣官房審議官がご出席の予定ですが、ご事情によりご欠席ということですので、ごあいさつを代読、お願いいいたします。

果樹花き課長 果樹花き課長の竹原でございます。

委員の先生方には、大変日頃からありがとうございます。

審議官が急きょ国会の関係で欠席ということで、大変失礼をいたします。あいさつを預かってありますので、代読をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、志村・徳田両小委員長におかれましては、小委員会において審議の取りまとめの労をおとりいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以下、実は企画部会の話を書いてあるんですけども、今、豊田部会長がご説明をされていましたので、ちょっとその辺は省略をさせていただきます。企画部会自身は、年明け以降にさらに盛り込むべき内容ですとか、あるいは自給率の問題、経営展望などとかというものについて目標をお示しし、3月までに基本計画を策定するということになっております。

そういう状況の中で、本日の果樹部会におきましては、これまでの議論の整理という形でご審議をいただくとともに、年明け以降は、企画部会でのご議論を踏まえつつ、果樹農業の将来の姿として基本方針の内容として具体的に盛り込むべきものや目標等につきましてご議論いただければと思っております。委員の皆様方におかれましては、ご忌憚のない前向きな意見を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれどもあいさつといたします。

以上、代読でございました。失礼いたします。

豊田部会長 それでは、早速でございますが、本日の議題でございます。本日の主要課題は、果樹農業振興基本方針の策定に当たっての論点（案）でございますが、これに入る前に、果樹部会としての取りまとめの考え方につきまして、私の方から若干お話しさせていただきます。

果樹農業振興基本方針の検討手順といたしまして、方針の内容を固める上で、果樹農業における現状と課題、それから今後の方針といつたことにつきまして一定の整理を行いまして、その後、具体的な構成内容について議論していきたい、こういうふうに考えております。

しかしながら、今ちょっとお話しいたしましたが、食料・農業・農村基本計画を議論しております企画部会で、担い手の方向づけや経営安定対策の具体的な姿等について議論中ということでございます。従いまして、果樹部会におきましても、論点整理という形ではなくて、今までの議論を整理する程度にとどめまして、

今後の果樹農業の姿や方向等についての明確化につながる議論を行いたいというふうに考えております。後ほど事務局から説明があると思いますが、次回の果樹部会におきまして本日の議論を踏まえた骨子的なものをお示しし、方針に盛り込むべき具体的な内容について議論したいというふうに考えております。

以上、本日の議題につきまして、何かご質問、ご意見等ござりますでしょうか。

特ないようございますので、本日の部会も皆様方から積極的にご発言いただいて、実りのあるものにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、ご発言につきましては、多くの資料がございますが、事前レクチャーということもございますので、なるたけ、現実的な代替案ということまでは言えないにしても、果樹農業の将来を見据えた前向きな、かつ積極的なご提案やご発言といったものをたくさんお出しㄧただいて、この会議が実りあるものになるようにということを期待しております。

では、早速、これまでの状況説明として、まず、資料3について事務局から説明をお願いいたします。

果樹花き課長 それでは、資料3につきまして説明いたします。座りまして失礼いたします。

まず、1枚めくっていただきまして、目次をご覧下さい。1番が果樹部会の審議の状況、それから、2番が中間論点整理までの議論、それから、3番が中間論点整理以降2つの小委員会で議論いただきました主要な資料につきましてこの資料3にまとめておるということでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。審議状況、右の方に経過が載せてございます。2月20日に部会が始まりまして以降、小委員会につきましてはそれぞれ5回ないし6回開催してきて本日に至つてあるということでございます。予定と書いてありますけれども、ここは削除をお願いいたします。

次のページをご覧いただきたいと思います。これは、中間論点整理に至るまでのもの、あるいは、中間論点整理の内容を要約しております。果樹農業の現状ということでございます。申すまでもなく、中山間傾斜地に果樹地帯というのが立地しております。収穫等機械化が困難な作業が多く、生産基盤の整備が遅れています。それから、生産力と言いますか、これは農家数ですとか栽培面積とか生産量、そういうものを生産力とすれば、これが漸減する傾向にある中で産地が脆弱化しているという状況でございます。

それから、果樹の経営というのは単一の経営というのが非常に多くて、果樹生産への依存度が高いという一方で、60歳以上の経営者が5割を超えるという、そういうふうに高齢化が進んでおります。平均の面積規模は、主業農家でも1ヘクタール弱ということになっております。そういうことで、経営が弱体化しているということです。

なお、認定農業者は主業農業者の約2割、約2万2,000戸というような状況になっています。

次のページをおめくりいただきたいと思います。現在の果樹の

主だった事業になっております需給調整・経営安定対策の概要を仕組みとともに最近の補てんの支払いの状況について述べております。これは、平成13年度から始まっておりますうんしゅうみかんとりんごを対象にしております。生産調整等の需給調整を前提としたとして、この需給調整が行われた場合においてもなお価格が低下した場合に、育成すべき生産者の経営安定を図るために経営安定対策を実施しております。ただ、価格低落時に補てんがされまして、農業者の経営安定に寄与は当然してあるわけでございますけれども、2年補てんの対象になる県も存在しているということもございます。

それから、この対策は2年ごとに契約をして締結をしておりましてその都度見直しをするということでございます。お金がすべてということではございませんけれども、右下の方に参考までに書いてございます。6年間で国費では192億の計画でやっておりましたけれども、最初の3年間で130億の支出がなされております。

次のページをお開けいただきたいと思います。これは、中間論点整理でご議論いただきましたものを非常に大まかに整理したものでございます。右の方の今後の方向につきましてちょっと触れさせていただきます。

産地・担い手ということでは、先程のような産地の状況を踏まえて、産地ごとに果樹産地の構造改革計画というのを策定し、それに即した実行を行うべきではないかと。その際、産地の中の担い手を明確にした上で、園地の基盤整備ですとか、流動化ですか、労働力の調整ですかというものに取り組む、あるいは、品種改良、改植の推進、あるいは不良園地の転換というのを進めるべきではないかという点が1点目でございます。

それから、担い手への経営支援につきましては、需給調整・経営安定対策は制度として見直すべきではないか、その際に、現在の経営安定対策と果樹共済等の検証を踏まえて、担い手に対する効果的な経営支援対策を考えるべきではないかというものが夏にまとまっております。

それから、流通・加工のうち、流通につきましては、流通の合理化、それから流通のところに入れておりますけれども、輸出体制を整備して戦略的な輸出を図るべきではないか。それと、加工につきましては、加工はどうしても出てくるものでございますので、それについても高品質化を図るべき、あるいは工場の過剰設備の再編を図るべきだということを言っております。

それから、消費につきましては、「毎日くだもの200g運動」を平成13年から実施しておりますけれども、これを強力に推進すべきである、あるいはブランド化ですか、高品質化というような形での安定供給を図るべきであると、それと、学校給食への導入、こういう関連産業との連携というようなことで、消費ニーズを踏まえた対策が必要ではないかということを言っております。

それから、次の5ページ目をご覧いただきたいと思います。これは、先程のページを少し詳しく示したものでございますけれども、果樹産地構造改革計画とはこういう考え方で考えてはどうでしょうかということでございます。右の方がまさに果樹農業の現状が集約されておるところであろうかと思います。基盤整備が遅

れ、流動化が遅れ、労働力が不足してある、こういうことでなかなか規模拡大に結びついていないということでございます。そこで、先程申しましたとおり、果樹産地構造改革計画というものを作って、まず目指すべき産地の姿、それから、これは合意形成の上でやらなければならないということで、そのための検討体制をつくる、その中で担い手が明確にされ、それで具体的に産地の戦略化を図っていくと。それと、残すべき園地、強力に生産すべき園地を明確化した上で、園地集積ですか基盤整備を図って、担い手の育成を図っていくべきではないかということが示されたということでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。需給調整・経営安定対策の見直しということでございます。これは当然のことながら、今までこの対策を講じたことによって担い手の経営安定に資するという意味では効果があったと評価されるわけでございますけれども、今後はいろいろアンケート調査などを踏まえて、現行対策と果樹共済を検証した上で効果的な支援策というのを考えるべきではないかと。なお、17年、18年というのが第III期の最後でございますけれども、これにつきましても、担い手の生産拡大を促進するような現行制度の運用改善を行って、19年度以降には抜本的な制度の見直しに結びつけるよう検討が必要ではないかということが夏に議論されたということでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。ここのページ以降が、中間論点整理を踏まえまして両小委員会でご議論いただきましたものの主な資料ということで掲げさせていただいております。

まず、果樹産地構造改革計画というのはどのようなものであるべきかということでございます。左の方に文章で書いております。まず、対象果樹、これは、当然果樹産地の中には複数の果樹が存在しております。当然そういうものも一緒にまとめて計画は作るべきだということを最初に言っております。それから、対象とする範囲をどう考えるのかということでございます。基本的には集出荷施設、選果場などを核とした地域というのが産地であるということでございます。ただ、小委員会の中でも議論がございましたけれども、JAが最近、広域合併化しております。1つのJAの中で複数の選果場を持つというようなものもございます。そういうものがもし仮に同じような方向を持って産地を改革していくこうと、こういうことである場合は、それはそれで一体的な計画をつくる、そういうふうフレキシビリティーを持たせても良いのではないかということが議論されました。

それから、計画策定の主体でございますけれども、これは当然ボトムアップという形でやるわけでございますので、地元のJA、市町村、それから生産者の代表ですか普及センター、農業委員会等が構成いたします産地協議会というもので議論してはどうかと。そういうものに対して県等が支援をしていくということはどうだろうかということでございます。

それから、こういう計画に対し基本的に国は助成をすべきであるということでございますので、仮に国の助成が行われた、支援が行われた場合につきましては、その産地につきましては一定期

間後に評価を実施してはどうかということでございます。

それから、産地計画の具体的な内容ということにつきましては、年次は基本的には5年ぐらいであろうと。それから、計画の策定をしても、これはやはり不磨の大典というわけにはまいりませんで、適宜見直す必要も出てくるということが考えられます。その場合の見直しをする場合の合意の体制のあり方というものをあらかじめ考えておくべきであろうということでございます。

それから、計画の中身は、先ほど申しました目指すべき産地の姿と、それを実現するための手段ということで、その中身が右の方の表ということでございます。主に真ん中の目指すべき姿というところの目標というところをご覧いただきたいと思いますけれども、中身として担い手の明確化ということと、それから販売体制ということで、その産地では販売戦略をどのように考えていくのか、これは必ずしも1つだけの販売戦略ということは恐らくないと思います。複数の販売戦略があってもよろしいかというふうに考えております。

それから、生産体制という面では、残すべき園地の明確化として、園地の集積の目標を掲げ、基盤整備の目標を掲げる、あるいは品種の改良ですか、更新みたいなことについて固める、それから特に重要と思われますけれども、労働力の確保の問題についても目標を定める、それから、環境保全型農業についての目標を定める、こういうふうなことについて、達成の手段をあわせて計画を作つてはどうだろうかというような議論がございましたということでございます。

次のページをお開けいただきたいと思います。果樹農業の経営者の動向ということでお示ししております。まず、左上のグラフをご覧いただきたいと思うんです。これは、販売主業農家の経営主の年齢別の経営者数と栽培面積のシェア、栽培面積が棒グラフで経営者数が折れ線グラフという形になっております。ご覧いただきますと、70以上になりますと極端に数が減っています。これは恐らく、70以上になりますとやはり果樹農業は相当体につらいという部分もありますので、そこら辺で実際に身を引かれるという形になろうかと思います。従いまして、60歳代までの方が産地を担っていくというような、そういう形ではなかろうかということです。

そこで、そういう60代までの販売主業農家の数、それから面積というのがどれだけあるのかというのがそのまま下の表に示したものでございます。現在、センサスの最新データの平成12年では、そういう方たちが約10万、それから面積も約10万ヘクタールということでございます。この10万ヘクタールというのが、恐らく果樹産地を形成しております中でコアになる面積と言いますか、そういう園地ではなかろうかというふうに考えております。

ところで、これが将来、今から10年後にどうなるのかと、これを単純にこの棒グラフを移行して考えてみると、平成27年のところで見ていただけますとおり、経営者数につきましては4万戸、面積につきましては4万ヘクタールに減ってしまうというわけでございます。従いまして、今後の課題として、こういう核となる人たちにぜひ規模拡大というような形で、こういう10万ヘク

タールの主要な園地というのを守っていただくという、そういう対策が必要なのではないかということでございます。

右下の方は、そういうことで、規模拡大がぜひ必要だということでございますけれども、仮に現状の1.5倍になったとした場合に、そういう人たちの持つ面積というのがどうなるのかということで、仮想の計算でございますけれども、6万ヘクタール、それから、もし仮に2倍になるとすれば8万ヘクタールと、こういうことでございます。

なお、当然新規参入というような形も考えられ得るわけでございます。ちょっと資料を飛びまして大変恐縮なんですけれども、データ集という資料6というのがございます。この3ページ目をごらんいただきたいと思います。「果樹農業者の動向（担い手）」というタイトルの資料でございます。ここの左下の方に新規参入者の推移というのが、果樹農業における推移というのが載っています。最近徐々にふえてきておりますが、それでもやはり1,000人に満たないということ。これは全くの新規だけではございませんで、Uターンで帰ってこられる方、いろいろな方を含んでおります。それと、これらの方すべてが必ずしも果樹農業をメインに生計を立てておられるというわけではないということではございますけれども、大きく見積もっても年間1,000人ということになろうかと思います。これを10年間かけ合わせますと、掛ける10ということになりますと、マックスで1万戸という数字になろうかと思っております。

いずれにしましても、先ほど4万戸という数字を申し上げましたけれども、それにプラスして、非常にラフに考えてもプラスでいけるところが1万戸というような数ではなかろうかということでございます。こういう問題に直面してどう対応するのかというのが問題ではなかろうかということでございます。

それから、元に戻っていただきまして、9ページ目をお開けいただきたいと思います。そういう担い手の今後の方向ということでについてご議論いただきました。果樹農業の担い手、認定農業者を基本ということですけれども、具体的には、産地自らが策定する先程の計画の中で担い手の明確化や育成方法を明確化すべきではないかと。その際に、産地の中に多様な担い手が既におられます。この下の方の中の真ん中と左の中間にございます多様な担い手というのがあろうかと思います。この中に新規就農者ですか、いろいろな農業生産法人とか、あるいは、準主業農家からこれから主業農家で頑張っていくぞという人たちが担い手となっていくという、そういう道もあるうかと思います。

ただ、メインのルートということでは、やはり現在の主業農家というのが引き続き担い手ということで考えられるのではないかということで、真ん中の四角の上のところに書いてございますけれども、今後とも産地の核となる、先程年齢的に別に年齢で厳密に差別するという考え方ではございませんが、60歳代までの主業農業が中心となって産地の実態を踏まえて担い手を明確化するということが必要なのではないかということでございます。

それと、それ以外の人たち、一番下の点線の括弧をごらんいただきたいと思いますけれども、以外の農業者につきましても、い

いろいろな役割が、例えば、出荷ロットの確保という面での協力、あるいは、そこに書いてありますようなこともありますけれども、それ以外にも、独特の取組として果樹経営を行うという方もいらっしゃるという、そういうことも無視してはならないというような議論もございました。

それから、次の10ページをごらんいただきたいと思います。生産技術対策の今後の方向ということでございます。これは、今まで申し上げましたことの裏返しというようなことになろうかと思いますけれども、先程の産地の計画を踏まえて、高品質化、出荷時期の分散などによって需要に応じた果樹生産を推進するとともに、園地の集積、基盤整備、労働力調整の一体的な推進を通じた規模拡大ですとか効率的経営の構築が必要であると、これは言うまでもないことであります。

このために、基本的には、品質という観点からは、需要に見合った生産構造に転換するための品目・品種への転換、高品質果実を生産するための品種の導入ということ、品種・品目の転換、新しい品種への期待というのが高いということかと思われます。それから、省力化という観点からは、機械化や省力化技術を導入するための基盤整備が是非とも必要であると。それから、最後には、環境保全型農業ということが強く言われておりますので、そのための取組も必要であるということが今後の技術対策の方向ということで求められるのではないかという議論でございました。

次のページ、11ページをごらんいただきたいと思います。需給調整・経営安定対策でございます。先程中間論点整理でご紹介いたしましたとおり、アンケート調査を実施したわけでございます。約1,000戸の農家にアンケートをいたしました。みかんとりんご、それぞれで調査をいたしました。上方2つが需給調整対策の評価、それと経営安定対策の評価ということでございます。りんごとみかんと分けて書いてございます。それぞれに少し差はございますけれども、見直すべきであるというふうなご意見の方がいずれも高いということでございます。

うんしゅうみかんでは、需給調整につきましては、下の方に書いてございますけれども、一番改善してほしい、こういうことをしてほしいというのは、条件不利地を廃園などにすることによって生産量を調整する方式を導入してほしい、要するに、構造的に過剰なものについて調整を図ってほしい、あるいは、価格が下落したときに機動的に加工原料用に向けるような仕組みというのを新たに追加してほしいという回答が多かったわけでございます。

それから、経営支援対策につきましては、うんしゅうみかんでは、前向きな取組を行う農業者に助成をする経営支援対策への転換をしてほしい、これはまさに先ほどのような小規模な基盤整備ですか、作業道、農道の整備ですか、そういったことになろうかと思います。

それから、その次が収入等の基準が下回った場合に一定割合を補てんするような仕組みへの転換というような回答が多かった、そういう結果であったわけでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。先程申しましたとおり、この新しい経営支援対策を検討するに当たっては、現行対

策と果樹共済、中でも最も充実してあると考えられます災害収入共済方式のどちらが、より効果的かということを検証すべきということを言われておりました。

この2つの違いにつきましては、また再び大変恐縮なんですけれども、先程のデータ編、資料6の16ページをお開けいただければありがたいのですが、ここに2つの制度の対比が示されております。経営安定対策につきましては、各県ごとに補てん基準価格が定められ、生果として出荷されます場合に、その価格が基準価格を下回った場合に8割を補てんするという、そういう制度でございます。ところが、一方、果樹共済のうち、災害収入共済方式でございますが、これは災害という要件がかかるわけではございますけれども、生産者と国の負担というのは半分ずつという形です。これはPQ方式と、いわゆるそれぞれ個人ごとに基準となります収入金額というものをされます。金額は、単価と過去の平均販売単価と平均収量からかけ合わされたものが販売価格ということになります。それで、その年に何かの事情で収入が少なくなつたという場合に、その販売額の8割までを補てんするという、そういう仕組みでございます。これが大まかに両者の仕組みということでございます。大きく違いますのは、県一本の基準というのと個人ごとにそれを試算するという、そういう点が大きな違いの1つかなというふうに思っております。

それで、恐縮でございます、12ページにお戻りいただきたいと思っております。うんしゅうみかんとりんご、それぞれにつきまして経営安定対策と果樹共済の掛金の比較、それと補てん金の比較というものを行いました。上の方がうんしゅうみかんでございます。これは、この4県は既にこの制度に取り組んでおる県でございますので、実績ベースでお示しをしております。平成14年と15年の平均を示しております。それから、りんごにつきましては、実はこれに対する加入というのが極めて限定されておりまして、注意書きに細かく書いてございますけれども、青森県の相馬村というところだけがこの方式をとっておるということでございます。この実績をベースに、青森県全体でもしこれをした場合にはどうなのかという、これはシミュレーションでございます。

その結果でございますけれども、うんしゅうみかんにつきましては、まず、支払額でございますけれども、広島県、愛媛県及び佐賀県の3県では、経営安定対策の拠出金と果樹共済の掛金に大きな差は見られませんけれども、熊本県ではその差が大きかったと。経営安定対策の拠出金が果樹共済の掛金を上回っておるということでございます。一方、りんごにつきましては、果樹共済の掛金が経営安定対策の拠出金を若干上回っているという状況でございます。

それから、受取額ということになりますけれども、これを両者で比較してみると、みかんでは、広島県を除く3県では、経営安定対策の補てん金よりも果樹共済の支払いの方が多くなっております。りんごについても同様の傾向になっておるということでございます。

ただ、違いをあらかじめ申し上げますと、当然のことながら経営安定対策の拠出金というのは拠出金ということで、これは戻っ

てくる可能性のある、共済の方はいわゆる保険でございますので、これは掛金という、掛け捨てという形になります。一番下の四角にちょっと細かい字で書いてございますけれども、果樹共済につきましては、基本的に20年で保険収支が合うような形で設計をされてあるというようなことでございます。それで、国が掛金の半分を助成していると、そういう制度だということでございます。

次の13ページをお開けいただきたいと思います。ここがある意味で1つの産地・経営小委員会での議論の整理というような形になっております。左上の方、需給調整・経営安定対策の課題というふうに書いてございますけれども、これは既に夏の段階で申し上げましたが、要するに、いろいろな生産者がいる中で、補てん金が一律に助成されているという問題であります。

それから、特定の時期に出荷が集中するということで価格が低迷をしているというのが実態であります。特にうんしゅうみかんは3年続けて価格が低迷しております。今年は若干よろしいということでございますが。

それから、3番目に書いてございますけれども、特に価格下落時に地方市場を中心に流通コストを下回るような低品位果実を出荷するという状況にもなっているという問題、それから、毎年補てん対象になる県も存在するという問題もあります。

そういう中で、うんしゅうみかんの価格が総体的にこの間下落をしておりまして、経営が圧迫され、生産者、農家の方としては前向きな投資がなかなか難しいというような状況になるということです。

それから、その下がアンケート調査の結果ということで、先程ご紹介いたしましたので内容は省略いたしますけれども、生産者の皆様方からは、需給調整・経営安定対策につきましてはこういうような方向で見直しを行ったらいいというご意見があったということです。

そこで、19年度以降の経営支援対策の方向についてどう考えるべきかということでございますけれども、まず、需給調整につきましては、これは計画的生産・出荷に基づく適切な需給調整は今後ともぜひ不可欠であると。次の対策についてさらに検討が必要ではないかということで、基本は、1.でございますけれども、過剰感のある特に早生みかんにつきましては、高品質な中晩かん類などへの品種転換、条件不利地の廃園などによって構造的な過剰感を改善するというのがまず第一ではないかと。

2つ目には、うんしゅうみかん、りんごにつきましては、それを行った上でもなお出荷が集中するというような場合が想定され得る話でございます。その前に緊急的に加工に仕向けるというような、そういうような適切な出荷調整を行うような体制をつくるべきではないかと。

その他の品目につきましては、引き続き生産者団体の指導による需給調整を実施してはどうかというございました。

それから、経営支援対策につきましては、こういう適切な需給調整が実施されるという前提ではございますけれども、適切な、こういうことであれば気象災害に伴う品質低下による価格低下で

すとか減収というのが収入の減少の大きな原因になるということでございますので、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入促進を行う他、次のいずれかの対策の実施について検討が必要ではないかということでご議論いただきました。

1つは、先程の産地構造改革計画に沿いました形で、そういうものに対する取組へ支援をしていくということで、あくまでも例ということで書かせていただいておりますけれども、例えば補助事業なんかでもできないような小回りのきくような小規模な基盤整備ですとか、そういったときに行う省力化技術の導入ですか、あるいは、園地の流動化ですとか、改植ですとか、不利地の廃園ですとか、その他いろいろな工夫の仕方でいろいろな対策は考えられると思います。

こういうことか、あるいは、うんしゅうみかん、りんごを対象とする経営安定対策は、担い手と担い手以外で補てん率の差を設け、これは現状の制度では、相当小規模な農家である果樹農業に生計を依存していない方も入っておられるというのが現状でありますので、主力の人たちを育成するという観点からは、格差を設けるという考え方が妥当であろうという、そういう前提の基で書いておりますけれども、そういった形で配慮した上で経営安定対策を継続するか、どちらかではないかという議論がなされました。

結論的には、この小委員会では、1.の方をやるべきが不可欠であるということが結論としては意見の大層を占めたということでございます。

次に、14ページにまいります。今度は消費等の問題であります。これは、特に「くだもの200g運動」の取組をどのように効果的に進めていくのかということでございます。図に書いてありますとおり、マスコミ等々書いてございますけれども、いろいろ情報発信源をまず増加させるということが必要ではないかということが議論されております。それから、手法としては、シンポジウム、マスマディアを活用した活動、あるいはイベントですとか、あるいは量販店での対面販売等の実施とかということが行われておりますけれども、いずれも遡及対象を重点化し、それから、これらの取組を有機的に連携を保った形で行うべきではないかというご議論がありました。

それから、食育というような観点もこれからますます重要になってまいりますので、そういったものに関しまして関係機関、これは特に厚生労働省、文部科学省関係ということになろうかと思いますけれども、連携が必要であると。こういうことを踏まえて、果物の健康機能性などの情報提供を行うべきであるということでございます。例えば、美容とスポーツとか、果物を利用した料理ですか、果物と健康とかというような形で訴えていくと。当然行った項目に対しましては効果をちゃんと把握すべきではないかというご議論であったということでございます。

最後に、15ページ、16ページは、最近の果実の需給動向ということでございます。これは、来年ご議論いただきます果実の需給見通しの前提として現状はどうかということをお示ししたものでございます。総需要量は800万トンないし900万トン、約6割が生

鮮用で、その中の国産品は7割という状況でございます。国内の生産量は、担い手の減少ですとか高齢化ですとかという、あるいは輸入の増加というような観点から減少して推移してきてあるという問題があります。最近は400万トン台で推移をしてあるということでございます。

イの方の生産動向でございますけれども、2番目のでございますけれども、品目別に見ますと、当然みかんが一番多いわけですが、次にりんご、日本なし、上位6品目で全体の8割を占めているという、こういうことになっております。

それから、品目別の動向ということでは、減少しておりますものはそこに書いてありますみかん、なつみかん、はっさくです。また、りんごは横ばいということになります。それから、日本なし、かき、ぶどう、ももというのは、減少割合は小さくなっていますけれども、引き続きちょっと少なくなっていると。いよかん、うめは、一時期増加傾向がありましたけれども、最近はちょっと減少傾向。一方、不知火、商標名はデコポンでございますけれども、それですとか、西洋なしですとか、おうとう、さくらんぼにつきましては、増加傾向にあるということでございます。

最後のページをごらんいただきたいと思います。これを輸入も合わせてグラフで動向をお示ししたものでございます。果実の加工品の輸入量につきましては、増加傾向に引き続きあるということです。生鮮果実の輸入につきましても、近年わずかに増加傾向、これは恐らく主な要因は、熱帯性の果実、バナナ以外のアボカドですとかそういうような熱帯性の果実が最近増えてきております。そういう要因かと思われます。

それから、その下でございますけれども、自給率の推移ということでございまして、これは輸入の自由化以降自給率が下がってきてあるということでございますけれども、最近では44%という形になっております。生鮮果実については、最近自給率は横ばい状況になってきている。

こういう動向を踏まえた上で、1月以降、需給見通しにつきましてご議論をいただきたいということでございます。

以上、説明を終わります。

豊田部会長 それでは、ここまで説明につきまして、特にご質問等がございましたらお願いいいたします。

特にご質問等なければ……どうぞ、失礼いたしました。石川委員、お願いいいたします。

石川委員 すみません、不勉強で、前に説明をいただいていたのかもしれませんけれども、3つお尋ねしたいんですが、1つは、9ページ目に図の中に「株式会社（特区参入等）」とありますけれども、もう少し具体的に説明していただきたいというお願いが1つです。

それから、次は経営安定対策に関してですが、12ページのところで、拠出金と補てん金の試算ではありますけれども金額がありますね。気になりましたのは、補てん金の方が、愛媛と佐賀の場合は補てん金の方が金額が少ないですよね。先ほど拠出金は戻ってくることがあるというご説明があったんですが、この補てん金の方が少なくて拠出している方たちは納得がいっているのか、そ

れで、その拠出金が戻ってくるというのは、いつ、どんなふうな形で戻ってくるようになっているのかということです。

それから、もう一点は、経営安定対策未加入者がたしか4割ぐらいあると前伺ったんですが、これも今加入している人のアンケートの中に、11ページのグラフの中で、下の図で、「農業者の自己責任に委ね対策は廃止」という意見がざっと見て35%ぐらいでしょうかね、るようにグラフに出てきているんですね。そうすると、未加入者も自己責任に委ねると考えていて、そして、加入者の中にこういう意見がこんなにあったら、この対策はどういうふうに整えるのかなと思いながら見てしまったんですが、その辺を説明していただければと思います。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上3点、確認しなくてもよろしいですね。では、お願いいいたします。

果樹花き課長 では、まず9ページ目の特区の話をさせていただきます。これは、特区の制度はご存じいただいているかと思いますけれども、現実に果樹の場合でもオリーブ特区、これは香川県でございます。それから、山梨には確かワイン特区とかというのがあります。いずれも株式会社が耕作放棄地とかというような形になっております農地をリースする形で経営を行っておるという、本来、制度上は株式会社というのは農地を借りられないという形になっておりますけれども、特区という形で、そういうことで参入をしているというケースがあるということです。これ、書きましたのは、あくまでもそういうものも排除できないんだろうということでこの中に入れておるということでございます。

西嶋課長補佐 需給調整・経営安定対策についてご説明をさせていただきます。まず、拠出金と補てん金の差のところでございますけれども、制度の仕組みを申し上げますけれども、課長からもご説明させていただきましたが、契約期間、2年になってございます。制度に加入いただくときに、拠出金を農家の方に出していくわけですが、そのときの拠出金も補てん基準価格と、それから最低基準価格、一番最高に出る補てん額ですが、その差額の8割、最高に出るお金を拠出金という形で、最初に加入のときに入れていただきます。

それで、これにつきましては、補てんが支払われた場合は当然その分差し引いていくわけですけれども、出ない場合は、2年契約でございますので、2年間継続してそのままおきまして、契約期間が終わった後で返すという形になっております。現状で、13年から始めて13、15、17ですね、続いておりますので、一たん契約を切ってまた新しく拠出いただくという形になりますので、そういう形の取り扱いにしてあるということです。

それから、拠出金と補てん金の支払いですけれども、拠出金は預け入れているような形になっておりますので、補てん金の方は、これ、例えば愛媛県でいきますと、9万円支払われてありますけれども、この2分の1が国、それから4分の1が県、それから4分の1が農業者の方ということでございますので、7万円ぐらいは国なり県なりが、2万円分は自分が拠出した金が支払われるということでございますので、2万円分は農家の方のもので、

12万円のうち10万円はそのまま残っていると、拠出金として残っているという形になってございます。

それから、もう一点、アンケート調査の中で需給調整対策について自己責任で廃止した方がいいのではないかというようなご意見でございますけれども、これは複数回答で需給調整対策について今後どうするべきかというのをお聞きしまして、加入者と、それからやめられた方、それから一部未加入者、ほとんど加入者の方ですけれども、これらに対してアンケート調査をさせていただいて、4割の方が需給調整対策についてはもう自己責任で廃止をした方がいいのではないかというようなご意見をいただいて、この中でも、年齢が若い方については自由につくって、要はそれを市場に任せて価格形成なりをした方がいいのではないかというようなご意見はいただいたという結果になっております。

ただ、複数回答で、こちらに書いてありますように、いわゆる条件不利地について構造転換をすべきではないかとか、あと、それから、特定時期に価格が下がった場合に加工に仕向けるような対策にすべきではないかとか、回答をいただいておりまして、単純に対策を廃止すればいいというところだけではありません、ただ、矛盾しているところがございますけれども、こういった結果になったというような結果でございます。

豊田部会長 以上、石川委員から3点にわたってご質問がございまして、今事務局から3点について答えましたが、石川委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

石川委員 未加入者に対してアンケート調査をする予定というのではないですね。

西嶋課長補佐 このアンケート調査の中でも、未加入者も回答いただきました。全体、1,000人を対象にいたしまして、未加入者と、それから、一部やめられた農業者の方もいらっしゃいましたので、その方も含めて今回アンケートをしておりまして、数は少のうございますけれども、1,000人回答いただいた中で、40の方はやめられた方と未加入者、非加入者の方に回答いただいております。正直、調査の設計自体で脱落された方とか非加入者の方にもアンケートを幾つかお願いをしたんですが、断られた経緯もありますし、もう少し非加入者の方を入れる予定であったんすけれども、全体の4%しか集まりませんでしたけれども、一応そういうご回答はいただいたというところです。

豊田部会長 よろしいでしょうか。

他にございますか。

それでは、また、これについても非常に大事なところですので、さかのぼってご審議いただいてもちろん結構ですので、ただ、まだ資料がございますので、資料の4ないし6ですね、6については今多少触れられておりますが、これらについて引き続きご説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

果樹花き課長 それでは、本日のメインになります資料4につきましてご説明をさせていただきます。これはあくまでも、冒頭部会長からもお話をありましたとおり、果樹部会におけるこれまでの議論の整理ということでございます。それと基本的には中間

論点整理を踏まえております。開けていただきますと、下線部を引いておりますけれども、これが中間論点整理以降追加をされたものということでございます。

それと、あらかじめお断りします。中間論点整理では4つに分けまして、それぞれの項目を作っております。現状、それから課題、それから今後の方向、それとその前の留意事項という4つに分けておりましたけれども、今回、その辺は文章上の整理ということで、現状と課題と今後の方向と2つに分けたという、そういうことでございます。

そういうわけでございますので、変わりましたアンダーラインのところにつきましてだけ、基本的に読み上げる形でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページでございます。産地のあるべき姿の今後の方針、アンダーラインのところでございます。産地計画、これは果樹産地構造改革計画を略してこの場合こういうふうにいってあります。は、量販店との契約による低コストかつ安定的な果実の生産、高品質化の追及による高価格販売の推進、観光果樹園や直販による農村都市交流など、多様な戦略の選択肢の中から、目指すべき産地の姿を明確に位置づけ、これを実現するための具体的な戦略として、1.合意形成のための検討体制、これは産地計画の策定とその推進に向けての手法の確立のことです。2.核となる担い手の明確化、これは育成手法も含みます。3.担い手以外の農業者の役割の明確化、ロットの確保等の役割があると。4.農地利用計画、生産の主体となる維持すべき園地の明確化、担い手への園地集積の取り組み方法、それから、園地集積を円滑にするための基盤整備のあり方などです。それから、5.労働力の確保策、産地内の労働力の実態を踏まえた労働力調整の手法等。それから、6.は販売戦略、販売体制の改善とか販売促進の手法等を定める必要がある。

計画の策定に当たっては、産地内で、関係機関が十分連携し、合意形成のための検討体制、これは生産者、農協、市町村、普及センター、農業委員会等、関係者から成る産地協議会を構成するとともに、国・県は計画策定に必要な目安の提示、市町村は計画策定のための指導・調整等を行う必要がある。また、中山間地域等の直接支払制度については、計画内容の整合を図るとともに、計画策定から評価までの一連の流れについても参考にする必要がある。

なお、国による産地への支援は、原則として産地計画の策定・実行を要件とするが、支援を行った場合には、一定期間後に計画の達成状況等について評価を行う必要がある。評価の方法等については、今後事務的に詰めていくこととするが、果樹が永年性作物であることの特性に留意するということでございます。

それから、2ページ目でございます。これは、産地における担い手の位置づけ、役割分担について書いてございますが、説明は詳しくは省略しますが、現状と課題というところで、ここでちょっと改めてまた振り返っていただきたいのですが、先ほどのデータ集の4ページ目をごらんいただきたいと思います。

果樹農業経営の動向というタイトルで2つの図が示されており

ます。左の方は、作物別の主業農家の販売額のシェアを示しております。平成14年度で果樹の場合は68%、約7割ということです。一方、そういう主業農家の所得の水準がどうかということになります。これは、平成15年、右の方の図でございます。主業農家という概念は、必ずしも専業ということとは違いまして、ほかに兼業されておられても農業の方が収入が主という、そういうのが主業農家の定義でございますけれども、囲っております果樹の単一経営農家につきましては、全体で所得が600万ということで、ほかの作物に比べても低い状況です。それから、農業による所得、果樹による所得も361万円ということで、稻作に次いで低い状況になっているというのが実態でございます。特に、平成15年という年は、夏果実もみかんも余り値段がよくなかったという、そういうことも影響してあるかとは思いますけれども、そういうところが非常に問題点であろうかと思います。

そこで、すみません、戻っていただきまして2ページ目をごらんいただきたいと思います。担い手としては、まず、前段のアの最後のパラグラフで、産地内で合意形成を図り、産地において担い手やそれ以外の農業者の明確化が必要であるということを言つておりますが、今後の方向としましては、果樹農業の担い手は、認定農業者制度を基本とし、産地自らが策定する産地計画において、担い手とその育成手法等を明確にする。

その際、果樹産地は、産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っている実態を踏まえ、60代までの主業農家を中心に担い手を明確にすることが必要である。

また、新規就農者、販売を一体的に行う法人化を目指す組織など、今後とも継続して果樹農業を担っていくと考えられる多様な経営体についても、産地の実態を踏まえ、一定の要件の基で担い手として位置づけるよう配慮が必要である。加えて、担い手以外の農業者の役割（特定需要に対応した生産・加工、出荷ロットの確保や担い手への農地の貸し付け等）も明確にしつつ、産地の構造改革を進めることが必要であるということでございます。

続きまして、次の3ページをお開けいただきたいと思います。産地・担い手の中でその他として一括にくくつてあるものでございます。ここは最初から付け加えてあります。ア、現状と課題。近年、食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心が高く、環境保全型農業や農業の多面的機能の向上の取組が求められている。また、カラスやイノシシなどの鳥獣による果樹への被害が増加しており、果樹生産にも大きな影響を及ぼしている。

果樹については、機械化が困難で労働集約的な作業が多く、省力化が進んでいない中、消費者からは高品質果実の安定供給が求められているという中で、今後の方向としまして2つに分けまして、1つは、食の安全・安心、環境等でございます。

食の安全・安心に対応するため、土づくりを基本とし、減農薬生産が可能となるフェロモン剤の活用、草生栽培などの環境保全型農業の取組を一層推進するとともに、新技術の開発を引き続き推進することが必要である。

また、果樹農業に期待される「健康休養、やすらぎ・いやし」、「都市との交流」、「農村景観」等の多面的な機能の維

持・向上を図ることも重要である。なお、これらの機能は、農業の持続により発揮されるものであることを考慮する必要がある。さらに、鳥獣被害の低減に向けた個体数管理、被害防止対策、生息環境整備への一体的な取り組みを引き続き推進していくことも必要である。

以上の課題に対応するためには、中山間地域等直接支払制度、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律におけるエコファーマー制度の活用等が必要である。加えて、現在検討しているGAP（適正農業規範）に対する積極的な取組を推進する必要がある。

それから、（イ）としまして、低コスト、それから高品質生産技術の問題です。消費者ニーズに対応した果樹を低コストで生産するため、現在普及しつつある低樹高仕立て栽培等の省力化技術の導入、多品種・多品目経営による出荷期間の分散を推進とともに、試験研究機関と連携し実用性の高い技術の開発により、生産の省力化・低コスト化を促進することが必要である。

また、高品質の新品種の導入、マルチ栽培、土づくり等による品質の向上のための取組を推進することが必要である。

なお、これらの農業者の取組に対し、消費者の理解が深まるよう努力することが重要であるということでございます。

それから、経営につきましてでございますけれども、まず需給調整につきましてでございます。4ページの下のあたりでございます。今後の取組方向、現行の制度、これは現行の需給調整・経営安定対策、18年度までの制度でございます。18年度までを計画期間としている現行の需給調整・経営安定対策については、次の運用改善を行う必要がある。

1. 生産出荷量の配分方法について、販売単価や改植等の取組実績を加味し、担い手の生産拡大を促進する。2. 価格低下を未然防止するため、出荷集中による価格低下が懸念される時期には、出荷調整を確実に実施する仕組みを制度に位置づける。3. 価格低下が顕著な場合等に、産地の自主努力による価格浮揚対策として行う全国的な緊急出荷調整の実施手法を整備する。

その他、生産者団体が策定する販売計画を集出荷施設単位まで浸透することにより、出荷の進捗状況を管理・調整することが重要である。

（イ）としまして、19年度以降の対策でございます。価格安定のため、生産者団体が主体となり、計画的生産・出荷を行う適切な需給調整は、19年度以降も不可欠であるが、次の対策についてさらに検討が必要である。

1. 過剰感のある早生みかんについては、高品質な中晩かん類等への品目転換、条件不利地の廃園などにより、構造的な供給過剰を改善する。2. うんしゅうみかん、りんごについては、生産者団体の主導により計画的生産・出荷を行い、特に、出荷集中が懸念される場合は、生産者団体により緊急に出荷調整を行うため、生食用果実を加工に仕向ける等適切な出荷調整を実施する。3. その他の品目については、これまでと同様、生産者団体主導の需給調整を実施する。

以上でございます。

次に、経営支援対策でございますけれども、これも次の6ページの今後の方向でございます。同様に現行の18年度までの対策につきまして、（ア）でございます。生産者団体は、現行以上に需給調整対策を的確に実施し、高品質果実の生産を促進することで、価格低下を防止することが基本である。

なお、経営安定対策の運用改善としては、一定の価格水準に満たない低品位果実を補てん対象から除外することとする。

また、果樹共済については、これまでも共済掛金の安い方式の導入、農家の不公平感を解消するための改善などの加入促進のための制度改善が行われてきました。特に、災害収入共済方式については、15年度の制度改革により地域指定制が廃止されたこともあり、制度のメリットを生産者にPRし、気象災害により品質が低下し価格低下が生じた場合、農業者のセーフティーネットとなるよう、加入を一層向上させるべきである。

（イ）19年度以降の対策です。適切な需給調整対策の実施を前提とすれば、気象災害に伴う品質低下による価格低下や収量減が収入減少の大きな原因であり、気象災害による減収を補てんする果樹共済の一層の加入促進を行う他、次の対策の実施についてさらに検討が必要である。

果樹農業の担い手の経営を安定させるため、産地計画に基づく取組に対して支援を行う。例としまして、小規模基盤整備及びこれと一体的に行う省力化・高品質化技術の導入、園地の流動化、改植等による優良品種・品目への転換、条件不利地の廃園等でございます。

なお、注意書きといったしまして、上記の支援策、上記というのは今申し上げました産地計画に基づく取組の支援に代替するものとして「現行のうんしゅうみかん、りんごを対象とする経営安定対策を担い手と担い手以外で補てん率に格差を設ける等、担い手に配慮した対策に改善して継続実施する」案も第6回の産地・経営小委員会で議論されたが、同小委員会では上記の支援策が上記というのは先程のことです 支援策が不可欠との意見が大勢を占めたということでございます。

以下、7ページの流通、それから8ページの加工につきましては、先程の中間整理をいたしましたところ以外特に変わってございません。

それから、飛びまして9ページの消費のところでございます。消費の食生活の変化及び「食」に対する意識の変化を受けた今後の方向、特に「毎日くだもの200g運動」につきまして先程のとおり議論が行われましたので書き加えております。読み上げます。今後の方向。消費拡大に向け「毎日くだもの200g運動」を効果的に推進するため、1.各種取組（マスメディア、シンポジウム、イベント等）間の連携と取組における訴求対象者の重点化。2.マスコミ関係者、医療関係者等への働きかけの強化。3.果実についての情報発信源を増やすとともに、消費者向けの情報データベースの充実。4.取組実施後の効果の把握などにより、年代別、男女別、目的別に果物の持つ健康機能性等の情報を効果的にPRすべきである。

生産者、生産者団体においては、販売サイドや関連産業との連

携を図り、多様な消費者ニーズを踏まえた販売戦略を構築とともに、安全・安心、品質、食べ頃、保存方法等を消費者に情報提供する取組を行うことが必要である。

また、国産果実の外食産業等への導入、コンビニエンスストアでの販売、衛生面等にも配慮しつつ、食材、カットフルーツとしての活用についても推進するなど生産者、生産者団体と関係業者、関係機関が連携して更なる消費拡大に取り組むことにより、毎日の食生活に国産果実の定着を図る必要がある、以上がつけ加えられております。

以上が中間論点整理以降変更したところでございます。

それから、資料5をごらんいただきたいと思います。これは、今回お示しいたしました資料4を図であらわしたものでございます。すべてのご説明は省略いたしますけれども、最初のページが産地・担い手対策の現状と方向ということで、これは先程来申し上げましたようなことをある程度図示したものでございます。

それから、2ページ目をごらんいただきたいと思います。これは、需給調整・経営安定対策の課題と今後の方向ということで、需給調整・経営安定対策の改善の考え方というのを先程文章で示しましたようなことを少し図の形で整理をしたものということでございます。

最後のページをごらんいただきたいと思います。これは、今説明は省略をいたしましたが、既に夏の段階でご議論をいただきました流通・加工・消費の現状・課題と今後の方向ということでございます。すべて資料4の中に含まれてはありますけれども、今後の方向につきまして、若干内容のご説明をいたします。

まず、流通につきましては、緑色のところでございますけれども、規格の簡素化というものがあります。外観重視の規格の簡素化。それから、コストの削減という観点から、通い容器などの流通システムの導入を推進。それから、取引の電子化による取引情報と物流の効率化の推進がまず掲げられております。それから、輸出につきまして特に論じております。東南アジアの富裕層等を対象に、国産果実の輸出を強力に推進すること。その際、輸出に必要な情報の共有化、新たな市場開拓と戦略的な輸出体制の整備を推進することが必要であるという、単なる輸出を促進するということだけではなく、そのためにはそういう体制が必要であるということを言っております。

それから、次に加工でございますけれども、ストレート果汁等の製品の拡大による国産の果汁の消費拡大。それから、ジュース工場の合理化の問題。それから、原料原産地表示の義務化がこの前では見送られましたけれども、これは引き続き義務化を努力するということではございますが、当面は関係団体が一丸となって強調表示という形で推進すべきではなかろうかということでございます。それから、工場の経営という観点もございますけれども、長期取引は引き続き継続する必要があるということも言っております。

それから、消費につきましては、先程「毎日くだもの200g運動」の推進のことについて触れましたけれども、それ以外にも、流通ルートの多様化に対応した販売戦略の構築ですとか、プラン

ド品等の販売ですか、消費者への情報提供の努力を促進すべきである。それから、学校給食を通じた国産果実の定着を推進すべきだと、こういうことを通じて消費者ニーズを踏まえた関連産業との連携というのを図っていく必要があるのではないかということが議論の中で整理をされたということでございます。

説明は以上でございます。

それから、資料6として果樹農業の現状、データ編ということでお程からいくつかご紹介をいたしましたが、これは夏の段階の中間論点整理でご説明をしたもののが大部分でございますので、これは議論の中で必要があれば改めて説明をさせていただきたいと思っております。

それから、その他、参考資料として、これはご説明いたしませんけれども、参考1といたしまして今年の夏の中間論点整理そのものを参考に加えさせていただいております。それから、参考2は、先ほど部会長のごあいさつの中でも触れられました最新の企画部会での食料・農業・農村基本計画の構成の考え方を添付しております。それから、参考3といたしまして、先ほどご説明いたしました需給調整・経営安定対策のアンケートを行いましたけれども、その詳しいものをお示ししております。それから、参考4は、これも夏にお話をしたかと思いますが、消費者に対し、果物の消費に対するどういう考え方を持っておられるのかということについてアンケート調査を実施しております。これは中央果実基金にお願いしてやっていたものでございますけれども、この報告書の抜粋を載せさせていただいております。

以上でございます。

豊田部会長 大変多くの資料でございますが、ご説明ありがとうございました。

ここまで説明につきまして、特にご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、特に生産から消費まで、非常に多岐にわたっております。これを短時間でご議論いただくのはなかなか大変なことですので、お手元の資料4の「果樹農業振興基本方針の策定に当たっての論点（案）」というのがございます。この項目ごとに順番を区切りましてご議論いただいた方がよろしいのではないかと思います。ご意見ご確認しながら進めていきたいと思いますが、もちろん全体を最後に改めてお伺いする時間ももちろんございます。

それで、早速議論に入りたいと思いますが、まず、質疑の柱としまして、まず第1、産地・担い手、この最初のところですね、1.1ページから2ページ、2.2ページから4ページというところにまず入りまして、その後、4ページの経営のところですね、4ページから6ページ、おわかりになりますね、今、こちらの方ですね。最後に、3.、7ページから11ページということで、流通、加工、消費、この3つの柱で一応区分しながら議論に入りたいと思います。

それでは、早速ですが、まず第1の産地・担い手、特にオンラインの引いてあるところを中心にご意見、ご質疑をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

納口委員、お願ひします。

納口委員 恐れ入ります。2ページの(2)のイのところでございますが、今後の方向で教えていただきたいことが、3つほどございます。1つは、アンダーラインのところの3つ目のパラグラフに新規就農者とございまして、先程の資料でもご説明があつたんですが、経営を経営者単位で表現してあるために大変わかりにくい部分があります。新規就農者といいますと、私の理解では、後継者が就農した場合も新規就農者、それから、ごく少数の新規参入者も含まれます。先程の資料のご説明の中では、農業経営者の年齢で区切って、高齢者がリタイアした後の10年間で1万人入ってくるというお話しでした。人単位の話と経営単位の話の整合性が理解できなかつたので補足していただけたとありがたいと思います。

それから、そのすぐ次なんですが、販売を一体的に行う等法人化を目指す組織というのが理解がしにくいんですが、稻作などという集落営農のような形なのか、補足していただければありがたいと思います。

それから、もう一点は、私どもに事前にご説明いただいたときの資料では、もう一つ、特区等により参入した株式会社についてもここに入っていたと思うんですが、これを外された理由というのをご説明いただければ大変ありがたいと思います。

以上、3点です。よろしくお願ひいたします。

豊田部会長 具体的な3点のご意見でございますので、直ちにこれはお答えいただいた方がよろしいのではないかと。

果樹花き課長 それでは、3点につきましてお答えいたします。

まず、第1点の新規就農者というのは、確かにちょっと紛らわしい表現であろうかと思います。あくまでも経営という観点での担い手というのは、要するに経営を行っている者ということから考えますと、ちょっと不整合かなと今感じております。そういう意味からいいますと、意図として考えておりますのは、新規に参入して経営を行う人のことを意図しておったということでございますので、この辺は表現につきまして工夫を考えたいというふうに思っております。

それから、販売を一体的に行う等の法人化を目指す組織というのは、これはいわゆる農業生産法人等のことを意図しております、果樹産地の中にも農業生産法人が既にございますし、あるいは、そういう前の段階の生産組織というような形で活動を行つておる組織もございまして、法人化を目指すというような事例もございます。そういう人たちを指しておるということでございます。

それから、最後に特区の話でございます。これは、「など」ということで、先程の図でご説明しましたように、考え方はあるのとおりでございますけれども、表現の簡略化というような観点から「など」で読んでいるという、そういうふうなことでございます。

豊田部会長 納口委員、またさらに質問があれば……

納口委員 簡單なことです。

豊田部会長 お願いします。

納口委員 販売を一体的に行う等法人化を目指す組織のところは、今のご説明だとしますと、一体的に行う等法人化及びそれをを目指す組織というような、法人に既になっているものとそれを目指す組織というのと2つ並べた方がわかりやすいのではないかと思ったんですが。法人になっているものも入るんですか。

課長補佐 現状で農業生産法人で実際販売なりされているところも幾つかございまして、それについては上方のいわゆる経営体と同じような形で入れてあります、それ以外、まだそこまで法人化されていないですけれども、しっかり販売を一体的に行って将来法人化されるというところについて、余り例はないんですけど、「また」以下に入れてあるという整理にさせていただいているります。

納口委員 結構でございます。

豊田部会長 この辺は、水田農業であれば集落営農というかなり形のあるものがあると思いますけれども、果樹農業については、そういったものではないということでこういう表現になっているのではないかと思います。よろしいでしょうか。

中村委員、お願ひします。

中村委員 2点ほど申し上げます。

1つは、1ページの産地計画ですが、ここの中での表現とかそういう意味ではなくて、産地計画の作り方についての意見です。水田の場合、地域水田農業ビジョンづくりというのを進めています、その果樹版ということで、これは非常に良いことだと思っています。水田農業ビジョンの場合の作り方ですが、基本的に集落で徹底的に議論して担い手の明確化などを行いながら、集落ビジョンをまず作って、その積み上げたものが地域水田農業ビジョン、市町村単位のものだと思っていまして、それを今進めているところです。

従って、それに照らしてこういった果樹の産地計画でも、やはり地域、集落で話し合って、そこでの産地計画、ビジョンを作った上で市町村単位のものに積み上げて作るという、そういうのが必要ではないかと思いますので、今後具体的に要領とかを作る段階で、そういうこともぜひ盛り込んでほしいなというのが1点です。

それから、2点目が2ページの担い手のところですが、中ほどに「また」以下のところで「一定の要件のもとで」という表現ですけれども、産地経営小委員会のときにはなかった「一定の要件のもとで」という表現が入ってきてるということなんですね。小委員会で議論されていないというふうにも聞いていますので、一切議論されてないものが突然議論の整理として入ってくるというのはおかしいのではないかと思います。従って、こういう表現は削除していただきたいと思います。

それから、担い手に関連して、ほかの部会等でもそうなんですが、担い手の要件とか絞込みとか、そういったところが議論の中心になりがちなんですけれども、果樹の場合でも、高齢化が進む中でどう担い手を確保・育成するかというのが重要な課題でして、その議論を是非これからも進めてほしいと思います。特に、国際化の進展といいますか、FTAが次々と協議されている中

で、熱帯果実等が増える可能性もあるわけにして、間接的にしろ、かなり影響を受けるような気もします、その対応なり足腰の強い果樹農業をつくる必要があるというふうに思いますので、その点、大きな課題として今後ともやっていただきたいと思います。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

中村委員から3点のご意見がございまして、これも極めて具体的なことでございますので、早速事務局の方からお願ひいたします。

果樹花き課長 最初の産地の計画ということでございます。果樹と水田で少し違いがあると思いますのは、やはり果樹というは産地というのが非常に大きなウエートを占めておるというふうに考えております。もちろん市町村が絡むという話で当然のことかと思っておりますけれども、基本はやはり産地ごとに考えていくという、そういう取組の方が必要ではないかということで思っております。今の中村委員のご指摘のことも踏まえて、やはり考え方としては産地中心ということで考えていくってはどうかなというふうに考えております。

それから、2点目の一定の要件のもとでということでございますけれども、これは私どもの解釈といたしましては、その前段で書いてありますが、一定の要件の方向としては今後とも継続して果樹農業を担っていく者ということが基本的な考え方ということになろうかと思いますけれども、これは、産地でそれぞれ考え方もあろうかと思われますので、産地で担い手としてどういう人たちを考えるのかといった場合に、産地ごとに一定の要件を設けるということも必要なのではないかという、そういう考え方でございます。考え方は以上でございます。

それから、最後のまさに担い手をむしろ育成することの方の議論が重要ではないかというのは、全くそのとおりでございます。これは私が申し上げるようなことではないのかもしれませんけれども、まさにご指摘のとおりというふうに考えてございます。

豊田部会長 今、3点のお答えがございましたが、いかがでしょうか。

中村委員 前段の産地計画の方は、確かに水田と違う側面、産地ごとにというふうに言えるかと思います。ただ、産地ごとにといっても、余り広い範囲で担い手といつてもなかなか議論できないと思いますし、できるだけ狭い範囲で議論しながら、1つの産地として計画をつくるという、そんな基本でやっていただきたいということです。

それから、一定の要件のもとでというところなんですが、今のお答えでは、今後とも継続して果樹農業を担っていくという点なり、産地の実態を踏まえという言葉が入っているわけですから、必要ないというふうに私は思います。

豊田部会長 今、中村委員の方から2ページの今後の方向の第3パラグラフの終わりからに2行目ですね、一定の要件のもとでというのは、今ご説明のような理由で必要ないのではないかというご意見が出ております。修正意見だというふうに思われます。

これに関して、中村委員の意見につきましては、この文章全体の趣旨からいって理解できるお話をございますので、年明け以降の果樹部会でこれから基本方針の策定についてご議論いただくなわけですので、その際にこの部分については表現の修正を含めてさらに検討するという方向ではいかがかだと思いますが、よろしいでしょうか。

では、その件はそういうことにさせていただきます。

他の方、ご意見ございますでしょうか。

それでは、小田切委員、お願いします。

小田切委員 私、産地計画について、これを非常に高く評価する立場から 2 点ほどお尋ね、あるいは意見を申し上げてみたいと思います。

産地計画につきましては、従来の基本方針の中には位置づけられていないものでありますと、今回こういう形で出てきたということは、大変望ましいものだらうと思います。

まず 1 点目としまして、中村委員がおっしゃったとおりでございまして、竹原課長とのやりとりの中で、集落段階なのか、あるいはもうちょっと大きい段階なのか、それは地域の実情によりけりだらうと思うんですが、何よりもボトムアップでという部分を文章の中で書き込むような、そんなこともお考えいただきたいというふうに思います。

それから、2 点目は質問になりますが、この 1 ページの最後のところに評価の話が出てきております。これは、大変実は重要なポイントだらうと私は思っておりまして、つまり、この評価の方法、あるいは評価の結果によっては、この経営支援が打ち切られる可能性もあるということを示唆したものだらうと思います。現実に政策に関わる評価というのは、そういうことを念頭に置いてのものだらうというふうに理解しております。例えば、経営構造対策などもそういうふうな仕組みが導入されているわけでございまして、そういう意味で、今後事務的に詰めていく、これが事務局にお任せするという意味なのかどうかはともかくとして、少なくともこの場で議論するような短いものではなくて、きちんとした時間をとって議論をする必要があることだらうというふうに思います。

ただ、そういう場合、果樹は永年性作物であることの特性に留意するという、この限定といいましょうか、これがどういう意味を持っているのか、多分この解釈をめぐって場合によっては大きな議論になることも予想されるものですから、このあたりを教えていただければというふうに思います。

なお、私自身の意見としては、例えば経営構造対策のように、農地流動化面積とか、認定農業者の数とか、その定量目標を掲げて、それが実現できなかった場合に打ち切りという、そういう方法はとるべきではないというふうに思っております。定性的な評価を中心とした方法ということを是非お考えいただきたいというふうに思っています。

豊田部会長 今、2 点のご意見がございましたので、これも極めて具体的なことでございますので、イの今後の方向に關わって、早速その手法と、それから計画の評価を政策にどのように反

映させていくかということについてお答えいただければと思います。

果樹花き課長 まず、ボトムアップの話は、説明の中で私自身も申し上げましたとおり、まさに、小委員会での議論でもそうでございました。表現の方法につきましては、これも恐らく基本方針の中に具体的に盛り込む際にそういうご意見を踏まえた形にさせていただければありがたいというふうに思っております。

それから、評価の点でございますけれども、これもまさに計画が画餅に帰してはならないということでございますので、そういう意味で評価をするということは重要だということです。実は、1つ参考としてこの文章の中にも入れておりますけれども、中山間の直接支払い、先程先生は経構の話をされましたけれども、中山間の直接支払いも、これもまた評価を行ってきております。こういう手法を参考にしながら考えていくべきだというふうに私ども考えております。

また、定量的か定性的かというような話は、確かに定量という問題は、生き物を相手にしてある産業で、必ずしも定量というものがすべて万能かということに関しては、これは慎重を期さないといけないというふうに考えておりますので、そこも含めて、これはもう少し時間をかけて検討していくべきだというふうに思っております。

それから、果樹の特性を踏まえてというのは、これはあくまでも、果樹はやはり改植をして3年ぐらいたないと少なくとも収益が上がらないというような、そういうふうな性格のものでもあります。あるいは、産地化を図るといつても、例えば今デコポンというのが非常に脚光を浴びてある作物になってきておりますけれども、これを産地化するという努力は10数年続けて行われてきたという、そういうような経過もあります。従いまして、野菜のように一たん植えてしまえばすぐ収穫できるというような性格の作物ではないというような観点から、少し具体的に申しますと、まず、少なくとも1つの点は、もうちょっと長期に見守って評価というのを考える必要があるのではないかという、そういう意味での配慮ということで、1つとしてはそういうふうなことを考えてあるということでございます。ただ、確かに評価の仕方自身は大変大きな問題かと思いますので、これはまた別途考えさせていただきたいと思っております。

豊田部会長 よろしいでしょうか。では、小田切委員、どうぞ。

小田切委員 今のご説明でよくわかりました。ただ、1点だけ確認させていただきたいんですが、評価といった場合、政策全体に対する評価と、この場合には産地計画に対する評価、2つがあろうかと思いますが、恐らくここでの評価は後者を指しているんだろうと思っております。そういう意味で、政策全体で云々かんぬんというよりも、産地がその計画を実現したかどうか、このことが将来的な経営支援にかかるような、そういうことにもつながるかどうか、この点だけ確認させてください。

果樹花き課長 全く先生がおっしゃるとおりのことを私ども考えておるところでございます。それと、政策全体に対する評価と

いうのは、恐らく、こういう議論が5年後にまた行われるわけでございますので、まさにそれが評価になるのかなと、1つにはそういうことだというふうに思っております。もちろん、別途省内では政策評価というものがございますけれども、それはそれとして、5年後のこの場でまた評価はされるということも必要であるというふうに考えております。

以上です。

豊田部会長 よろしいですね。

それでは、大段委員、お願いいいたします。

大段委員 果樹産地構造改革計画のところで、果樹産地、産地というのは、ちょっとわかるようでわかりにくいくらいですが、まず、私が考えますに、まず人ですね、人は先程来、議論が出ていましたように、担い手という話があるわけでございますが、大変な人の減りぐあい、減りようですね、産地は今。大変、人が減少しているわけでございます。ということで、産地とは地域を指すのか人を指すのか、これが1つあって、例えば、具体的に申し上げますと、5.にございますように、「労働力の確保策（産地内での労働力の実態を踏まえた労働力調整手法等）」と書いてあるんですが、すばり申し上げて、私は国内、地域内での労働力、経営規模を大きくしますと、どうしても労力が必要になってまいりますから、実際には無理ではないかと。

私どもの産地で全国屈指の経営をしておるという、24人がなしを80ヘクタールつくっている大集団があるわけですが、これが毎年赤字が出たり出なかったり、果樹共済をいただくと何とか黒字になるという、これは日本で有数の経営なんですが、全部地域内、あるいは多少10キロ、20キロ離れたところからこういう労力を集めてやっているんですが、果樹というのはそういう労賃のウエートが極めて高い。

ご承知のように、アメリカでも、アメリカ人を使った経営は成り立たない。ドイツ、フランスへ行ってまいりましたが、向こうも中近東あたりの安い労働力を入れておるわけでございますから、こここのところは、私は果樹産地は今後日本で経営規模を拡大して生き残っていくための大変大きな重要なポイントを占めると、このように思っておるんです。

前回だったか前々回だったか、労働力の国際化を進めるべきだということを私は申し上げました。これは農水省の管轄だけでは、私は無理だろうというふうに思いますけれども、この辺もやはり、今研修制度で少しは入れているんですが、大変な制約がございます。ここがある程度、議論には今なっていないようでございますが、ここのところの議論を十分しておいていただきたいなと。将来の方向としてどうしていくのかということ、これは果樹だけではなくて、野菜だって花だって、園芸作物は皆そうだろうというふうに思いますので、ひとつ、検討の中に入れておいていただきたいなと思います。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

今の大段委員のご発言は、ご質問というよりも極めて重要な課題であるというご意見であるということで了解させていただきました

いと思います。

他にいかがでしょうか。この産地・担い手の部分につきまして、担い手の位置づけ、役割分担、それから、後はその他、食の安全、低成本技術等ございますが、よろしいでしょうか。

それでは、畠江委員、お願いいいたします。

畠江委員 4ページの一番最初の段落で、「以上の課題に対応するためには、中山間地域等」という一文がありますけれども、すぐその上に書いてある「鳥獣被害の低減に向けた個体数管理、被害防止対策、生息環境整備への一体的な取組」というのは、その「以上の課題に対応するためには」というだけで対応できるのかどうか、ちょっと質問をしたいんですが。

それから、その下に低成本、高品質生産技術というところの2番目のパラグラフに、高品質の新品種の導入だけではなくて、「試験研究機関と連携し」というのがすぐ上にありますから、開発も一言入れてもいいのかなとちょっとと思いましたが、いかがでしょうか。

豊田部会長 今のご意見は、極めて具体的に今後の方向の食の安全・安心にかかる鳥獣被害の低減に向けた個体数管理云々ということに対する対応策としてこの問題と、それと2番目は、試験研究機関の役割の定義の問題と。これもすぐ、では、よろしくお願いします。

西嶋課長補佐 それでは、1点目の鳥獣被害の対応ということで、委員ご指摘のように、中山間地域の直接支払いだけで鳥獣の対応をしているわけではございませんで、農業の生産総合対策の中でいろいろな防除策を講じたりというようなことをしております。こちらに、中山間の方を入れさせていただいているのは、前段の多面的機能の維持・向上という形で中山間地域の直接支払いの方が対応されていまして、この中でも果樹につきましては、鳥獣害対応の支払いというのも数多くございまして、その一例という形で入れさせていただいております。いろいろな事業がございますので、いちいち紹介できなかったものですから、最後に「等」という形で入れさせていただいておりますけれども、代表的な例ということで中山間直接支払いというのを入れさせていただいております。

それから、2点目、新品種の導入に加えて試験研究機関の連携と開発が必要だろうということで、これにつきましては、当然のことながら導入のためには開発も必要ということでございますので、その点については、基本方針の骨子なり、これから検討させていただく際に表現の修正なりさせていただきたいと思っております。

豊田部会長 今の「以上の課題に対応する」あたりの文言の修正等もあるということではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、古野委員、よろしくお願ひします。

古野委員 3ページの2.なんですかけれども、過剰感のある早生みかんと方々で出てくるんですけれども、早生みかんを作っている人たちの意見を聞いてみると、他の中生うんしゅうとか晩生うんしゅうよりも早生みかんの方が消費者にも受けが良くて作り

やすいし、それから、長く置けますよね、浮皮になりにくいというので、どんどん出荷時期も遅らせてきています。そういう感じで、早生みかんが減るというような傾向にはないような気がするんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。出荷調整等で対応することはわかるんですけども、その早生みかんを他の品目に転換するという、そこら辺はちょっと納得できないところがあるんですけれども。お願ひします。

豊田部会長 今のは、過剰感のある早生みかんということで、私これ最初極早生みかんと書いてあるのかなと思ったんですけども、よく見たら早生みかんで、ちょっとそれはお答えいただいだ方がいいと思ってあります。

果樹花き課長 実は、事前にご説明を伺ったときも、そのお話が複数の委員からお話をありました。早生みかんというのは実は作りやすいんだから、そんなに簡単に減らせるものでもないし、経営全体のことを考えると、早生みかんというのは非常に大きな位置づけがあるぞというようなお話をございました。

ただ、私ども、やはり毎日市場の市況と、それから入荷量というものを見てきております経験上から申しますと、やはり11月に早生みかんが出る時期にどっと値段が下がって、価格が回復する年はみかんの値段が良いという、全体的には良いという状況なんですけれども、回復しない場合はそのままずっと底をはってしまって、非常に価格が低迷を招いているということで、やはり、早生みかんの出荷が始まった頃が非常に価格を決める大きなポイントになっているという、その時期が大きなポイントになっているという、そういうことは今までのデータから如実にそのところはあらわれているのは確かです。

ただ、いろいろご意見もこの先あろうかと思いますけれども、みかん全体が過剰という、過剰感があるというのは、これはまた、それはそれで否めない事実ではなかろうかということを思っております。ご意見も踏まえて、引き続きこの点は検討させていただければというふうに思っておりますが。

豊田部会長 よろしいでしょうか。

今の産地・担い手の柱につきまして、ほかにご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

大段委員 ご意見が先ほども出ましたが、鳥獣害の問題、私どもの広島県は、島しょ部、島に90%のみかんがあるわけでございまして、10年前までは1匹もいなかったんです、イノシシが。それがどんどん増える。温かいものですから、1年中えさがあるからでしょう、やたら増えるわけですね。先般も県の方で会議がありまして、今広島県には2万5,000頭いると。毎年1万頭をとにかくわなか何かでとて、1万5,000頭は残すんだというような説明があったんです。私はおかしいと。10年前まで1頭もいなかったんだからゼロに、地域をある程度整備をしてゼロにするという、我々は撲滅をしたいんだよと。彼らが入ってきて環境を壊していくわけですから。どうも法律で見ると、動物何とか法というのがあるらしいんですが、ですから、撲滅はだめなんと。では、彼らにも居住権があるのかって僕は言ったんですかね。

どうもそこままでいると、いろいろな対策は講じていただいているんですが、基本的に全く必要のないものは何かゼロにするような方策でもとらないと、温かいものですからやたら増えるんですね。子供の数もふえるんですが、私はそういう意味では、鳥獣保護法というのがあるわけでございますが、これは農水省だけではないと思うんですが、そこは1回考えてほしいなと。そのために畠を放棄するというのも結構私どものところでは出ているわけですから、大変大きな問題でございます。多少補助金をもらって垣根をしたりわなをしたりするぐらいでは、とても追いつかないというのが実態でございまして、どうも理解ができないような感じがしますので、これは意見として申し述べさせていただきたいと思います。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

鳥獣被害の問題、これもご意見ということでございます。

それでは、この件につきましてご意見がございませんようでしたら、第2の柱の経営、これは需給調整と経営支援、大きく分けてこの2つにまた分かれようかと思いますが、この需給調整のあり方、経営支援のあり方と、この点について議論を進めていきたいと思います。よろしくご意見をお願いいたします。

木村委員、お願いいいたします。

木村委員 これずっと読んで、それと説明も受け、読んで自分なりに理解しようとしたんですが、どうしても私は気になるんです。私、構造政策也非常に必要だと思います。特にこれに書いているような小規模の基盤整備などは、今すぐ早急にでもやっていかなければならない事態だと思います。ただ、これとリンクさせて今の経営安定対策をやめるというような、そういう論理は私は変だなという気はしています。その辺のところはどうしてもなかなか納得いかないなという気はしています。

それから、果樹共済と経営安定対策を比較して先程も説明を受けましたが、課長みずから申し上げていましたが、そこには掛金と積立金という絶対的な違いがある。それを一緒に比較することも、それもおかしいなという感じがしております。

需給調整のこれ、これが肝心な質問なんですが、1.に担い手の生産拡大を促進するととめていまして、その方向が全くないという感じがしています。

以上です。

豊田部会長 申しわけございません、3点目、ちょっとご指摘の箇所……

木村委員 4ページの1.、「担い手の生産拡大を促進する」とありませんか。その方策は、ずっと読んでいたけれども私には見当たらなかったんです。

豊田部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

今のご意見も非常に具体的な点のご指摘でございますので、これも早速それでは事務局の方からお願いいいたします。

果樹花き課長 まず、最後の点からご説明をいたします。4ページの一番下のところですけれども、担い手の生産拡大を促進するということですけれども、これは、夏に1回議論がありました

が、今の需給調整・経営安定対策における需給調整の方での生産者ごとの生産量の配分というのは、これはたしか古野委員からのご指摘があったかと思うんですが、非常に機械的に前年の実績を踏まえて産地の中で配分されていると。これでは良いものを作っている人たちですとか、あるいは、その前の文章に書いてあります販売単価、良いものを作っているので販売単価の高い方、あるいは、改植とかということで一時的に生産量は落ちているけれども経営の改善の努力をされている方、そういう方が、昨年の実績どおり配分されているというのがどうも現場の実態のようでございますので、そういうことであっては努力されている方が報われないのではないかというようなことで、ぜひそういう方向はやめて、担い手、そういう良いものを作っておられる方、改植されているというような、そういうふうな努力をされている方に多く配分するような仕組みに改善すべきではないかと、こういうことでございます。

それから、新たな19年以降の対策ということです。基本的には、資料3の中でもご説明しましたとおり、今一番大きな問題というのは、いかに果樹産地の中で核となっていかれる、今後とも果樹経営を続けていかれる方、意欲を持って生産される方、果樹に生計を依存される方、そういう人たちをいかに確保し、経営を継続していただきか、そういう人たちが今一番困ってるのは、まさに投資に向けるような余裕がないというのが実態である。その人たちにも是非規模拡大していただきながら産地全体を守っていくというのが、今非常に喫緊の課題ではないかというふうに考えておるところでございます。従いまして、経営安定対策として同じ金を支出するよりは、そういうふうな前向きな投資に金を出し支援もするということの方が、今非常に危機的な状況にある果樹産地においては、そういう対策の方が長期的に是非必要なではないかなというふうに考えておるところでございます。

一方、当然それぞれの人たちのセーフティーネットというのも必要なわけで、そこで先程共済の話をさせていただいたわけなんですけれども、果樹の共済は大変これまでいろいろ担当の部局の方でご努力をいただきまして、随分他のものに比べて改善がなされてきております。P Qの先ほどの収入共済方式というのも、他の品目では数少なく、果樹が一番充実しているというふうに考えられております。そういうものを活用しながら実質的にセーフティーネットとして機能させるという、そういうふうなことと合わせて投資的なものへの支援、これはいわゆる価格の補てんから要するに経営費への補てんというような考え方で言葉を置きかえられるのではないかと思いますけれども、むしろそちらの方が重要なのではないかなというふうに思っておるところであります。

それから、保険は確かに掛け捨てで、経営安定対策は、金を積み立てておいてということあります。その2つの違いは確かにあります。しかし、そうはいっても、果樹共済は20年間全体が廻るような形に設計をされておるわけですから、要するに、結果的には掛けられた金というのは生産者の皆さんに戻っていくような形で制度が設計されています。仮に支払われないような場合は、無事戻しというような、そういうふうな制度も制度としては

仕組まれてあるということなので、そこの掛け捨てと積み立てということの差につきましては、最終的には長期的なスパンで考えれば同じことなんではないかなというふうに思っておるところであります。

豊田部会長 それでは、木村委員。

木村委員 長い話はしませんが、1つだけ青森県の例を申し上げておきます。果樹共済は1ヘクタール未満の方が非常に多い。経営安定対策は1ヘクタール以上の方が非常に多く入っています。そういうきっちりした事実があるわけでして、そのこともまた考えておいてください。

それから、果樹共済、私たちも果樹共済を進めるためにいろいろなことをやっているんですが、生産者にとって非常に果樹共済で問題になるところ、掛け金に対しての約30%から40%の経常費があります。組織における経常費があると。生産者から見るとそれも掛け金です。ですから、3年に一度掛け金が返るといつてもすべて返っていないという生産者の不信感がある。いろいろ問題点があるんでしょう。20年に一回りするといつても、それはいわゆる統計の理論であって、生産者個々の理論ではないと。そういうところで、なかなか我々も果樹共済を進める立場でいつも制度を進めているんですが、なかなか思うように動いてくれないという部分があるということだけは知っておいてください。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

この制度設計と青森県の実態ということについての問題点のご指摘ということで、この辺については、今回的小委員会でもいろいろご議論いただいたと思いますが、今後、もう少し青森県の実態なり、落葉果樹についてご見識のある委員の方に委員会にお入りいただきて議論をしていただく等いろいろな方策を考えて、この19年の制度実施に至るまでのプロセスを的確に進めていく必要があるんじゃないかと思われますので、そういったこといかがかと思います。

どうもありがとうございます。

それから、この点以外で経営について、この柱についてご意見があればお願い申し上げます。

はい、どうぞ、小田切委員。

小田切委員 平成19年度以降の経営支援対策についての制度的な確認になるわけなんですが、ここに産地計画に基づく取り組みに対して支援を行うということが書かれております。そうすると、この支援というのは一体だれに対して行われるのかなというのが読みようによつていろいろ幅が出てくるわけなんですが、産地に対して行われるのか、あるいは産地を構成する経営者に対して行われるのか、この仕組み方自体に自由度があるのかどうか。さらに、個人に対して支援をするということは、従来の補助金の原則とは当然離れる、いわゆる個人補助という形になるわけですから、交付金という仕組みが考えられるのかなというふうに考えたりもするわけなんですが、その辺のイメージを語っていただくと、ここでの議論も前進するのではないかと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

豊田部会長 今のご意見は、いわば企画部会でも議論されてお

ります経営安定対策のあり方という新しい方向が、担い手を明確化した上で、その担い手には大きな、いろいろな幅があると思いますけれども、それに対する支援を行うという、その考え方にも共通するものがございますので、これは今後の政策手法の補助金か交付金かという問題もございますけれども、ダイレクトペイメントといいますか、それについてのあり方について、今考えがあれば少しイメージ的なものでもお伺いしておければいいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

果樹花き課長 ここのところは、今、私が事務方としての考えを申し上げたとしても、確実に保証されるものではないという、まだまだいろいろ議論を積み重ねないといけない部分ではあろうかと思いますけれども、考え方の基本といたしましては、基本はやはり産地を構成する人たちの経営を安定化させるための支援であるというふうな認識でありますので、そういう意味では、人というのがベースになるのかなというふうは思っております。

ただ、しかし、いろいろな産地の取組というのも、これはまた多様であろうかなというふうにも思うわけです。ですから、ちょっと卑怯な言い方になるかもしれませんけれども、産地が全体を取り組んで、それが結果として産地の活性化につながるというようなものがもし仮にあるとすれば、それはそれで対象にもなるのかなというふうにも思っております。

ただ、いずれにしましても、この辺はまだまだ整理をしなければならない問題ではあるかと思いますが、考え方の根本としては、前段申し上げましたようなことを事務方としてはイメージしておるということでございます。

豊田部会長 それは、資料3の7ページにも、目標達成のための手段としてある程度の範囲では説明がございますので、委員の先生方でむしろこういう手段がいいというようなことがございましたら、今後いろいろご議論いただいて、3月までにまたより中身のあるものにしていかなければいけないのではないかと思っております。

他に、そうしましたら、どうぞ、大段委員。

大段委員 果樹共済の制度ですね、これは私も理解しているんですが、どうなんでしょうかね、我々も今果樹共済の加入を進めているんですが、加入率はそんなに高くないんですね、低いです、正直申し上げまして。懸念するのは、余計なことかもわかりませんが、今政府はかなり金を出すのを抑えていますから、向こう5年間は今の果樹共済の制度は変わらない、進めばいいけれども、今、2分の1は国に出していただいてあるんですが、これが変わりますと、また根底から変わってくるんですね。その辺は今お答えはできないと思いますけれども、これは要望として、今の制度をもう少し充実させるのか、少なくとも今の制度を維持するのか、その辺は1つ大きなポイントになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

豊田部会長 これもご意見というふうに受け取ってよろしいでしょうか。

それでは、もう時間もございませんので、3番目の柱、流通、

加工、消費、こういったことについて忌憚のないご意見等いただければと思います。3番目の柱でございます。よろしくお願ひします。

では、石川委員、梶浦委員、他にございましたら……では、順番でお願いいたします。

石川委員 流通コストのところですが、現状は小売価格に占める生産者が4割、流通段階で6割と。これを通いコンテナその他、今後の方向というのが出ていますが、それで、目標はどのくらい下げる事になるのか、そういうのはあるんでしょうか。目標数字といいますか、考え方、それをお尋ねしたいです。

豊田部会長 これも先ほどの構造改革のときの目標みたいなことが出ているのに、流通ではどうなのかという、そういうご指摘だと思いますが、この辺についてはいかがですか。

西嶋課長補佐 流通コストのところでございますけれども、価格形成にかかるプロセス、非常にいろいろな関係機関がございますし、一律に流通コストを、今の6割から5割にするなり4割にするというような形の明確で定量的な目標というのはちょっと難しい面があるのではないかなと思っております。流通コストを幾らかでも下げるというような形で、こちらに書いてございますような規格の簡素化でありますとか、通いコンテナでありますとか、通いコンテナは流通コストの面だけではなくて環境の面の配慮もございますので、そういった形で幾つか手段の方を書かせていただいているというところでございます。

豊田部会長 ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、そういうことでございます。小委員長から何か関連してございましたら……いいですか。

それでは、引き続き、梶浦委員、すみません、お待たせしました。よろしくお願ひいたします。

梶浦委員 今のご質問のところからまずいきますと、この今回の委員の名簿を見てみると、大型スーパーの青果関係者の方の意見が出てきていません。果物は7割がスーパーで買っているわけで、あそこがもうけ過ぎだとか、あそこが値下げしているという意見は生産者はいつも言っているわけですので、是非今のような議論は聞いておいていただきたいなという感じがしました。それが1点。

それから、説明においていただいたときにも調整官にも申し上げたんですが、いろいろ考えてみると、新規参入のこともあるんですけれども、品種を選んで買って、品種の名前が浸透していく、いわゆるデコポンの状態になるまでにどう見ても15年かかるんです。消費側から見ても15年、生産者側から見てもちゃんと出荷するようになるまで15年かかるので、15年先の将来のことが重要です。人口がどうなるのかといったら、日本の人口は370万人減るという計算があるんですね。370万人少ないですから、胃袋の数は増えないんです。それよりも、65歳以上の割合が物すごく増えるんです。30何%ぐらいだったですかね。胃袋が小さくなるんですね。みんな年金生活者です。こっちの方が問題で、そうすると、15年先というと、今50才ぐらいの人が65才ですから、そんなことを考えると、総消費量はそんなに増えないのでないかと私

は思っているんです。

そうすると、生産者が今減って面積が減るということを物すごく心配してこの5年間の部分は作ってあるんですが、さらに15年先まで見て、それも第1期目の5年ということを見ると、意外にどうなのかな、とんとん減っていくのではないかなというような感じがしていまして、何かそういう意味で人口問題とか消費問題とか消費構造とか、そこら辺をいろいろなものとのシェアでやっていくというような説明が前段にあって、その中で第1期5年をどうしたらいいか、だから、一生懸命消費を伸ばしたけれども、それは日本の生果ではなくて、輸入したジュースが占めるのかもしれないと思つたりしていまして、そこら辺の議論も必要ではないかなと思いました。

豊田部会長 今、大きく2点の問題が出ておりまして、大型スーパーの人の意見が出ていないというこの1点目については、これ、たしか需給小委員会で有識者ヒアリングがございますね。その結果をちょっと徳田委員長の方から簡単にでもご報告いただいて……

徳田小委員長 事務局の方で。

豊田部会長 では、事務局の方で。失礼しました。

果樹花き課長 事務局の方からお答えをいたします。

実は、徳田小委員長のもとで大手スーパー、2社、実際には1社に来ていただいて、残りの1社はご都合があつてペーパーで意見を提出という、そういう形のことも行いました。まさに梶浦委員ご指摘のとおりで、委員の中に大手スーパーの方がいないのはおかしいということで、ヒアリングをやつたわけです。これも各委員に送らせていただいておりますけれども、ちょっと資料を準備させていただいて大体の内容はご説明したいと思いますけれども、もう一つのご意見につきまして、先に事務方の考え方をお話ししたいと思います。

これはもちろん需給見通しということですので、1月以降検討する課題の1つの大きな柱ですが、胃袋が小さくなるということをお話しになりましたが、統計的には、これは梶浦委員もご存知のとおり、資料6の22ページをごらんいただきたいと思います。22ページの右下のところに、要するに1人当たりの果実の摂取量ということで、年齢構成別になってあります。今まさに問題なのは、20代、30代、40代の人たちが食べないということで、50代以上の方は結構食べているということなんです。今食べていない人たちがそのまま食べないかということになりますと、これも追跡をしたら、50歳以上になると食い始めておるんです。要するに、多分、いろいろな意見をお聞きするんですけども、余裕ができる時間ができるとかいうような、あるいはもっと自分の健康を考えられるのか、これは余談で申し上げては失礼なんですけれども、実際には、高齢化というのはある意味ではプラスの側面に働くのではないかというふうな面もあるのではないかなどというふうに思っておりますので、そこら辺は総合的に考えた上で、需給見通しにつきましては検討していきたいというふうに思っております。

それから、先ほどのスーパーの関係の意見は、ちょっと担当の

方からご説明をさせていただきます。

西嶋課長補佐 ちょっと資料を用意しておりませんので、先程お話しいただきました価格の形成の話につきまして、実際にお聞きいただきましたのはイトーヨーカドーのチーフバイヤーの方、それから、当日はちょっと所用で急にお越しいただけなかつたんですが、イオンの部長さんお二人に価格、値決めの話、それから流通のコスト低減の話で通いコンテナの話、環境面も含めいろいろお話を伺いました。

値決めの話につきましては、生産者団体の生産者の代表者の方もいらっしゃいましたので、値決めの話、いわゆる卸売価格と小売価格の関係について、不當に卸売価格が下げられているのではないかというようなご質問なりも出されました。チーフバイヤーの方がお答えになられたのは、値決めについては消費者の方に買っていただけないと、例えば卸売価格よりも相当高い値段で小売の値段をつけたとしても、要は実際に売れないで、当然のことながら販売の量なりも考えて値決めをしていきますというお話と、それから、マージンミックスという形で、幾つかの品目の中で当然いろいろな利益率があるわけですけれども、ある程度卸売価格が高いときには、逆にスーパーの方の利潤なりを落として販売価格なりを下げるような形もあるということで、要は、実際に一定のライン以上利益を常に追うような形では消費者の方の納得は得られないで、そういうような値決めをされておるというふうに伺っております。

以上でございます。

豊田部会長 ということでございます。

ほかに全体を通してご意見等ございますでしょうか。

それでは、中村委員、お願いします。

中村委員 輸出のところで要望です、これは。先週、実はバンコクでジェトロ主催の日本食品見本市が開かれました。ジェトロ主催といっても、農水省の委託事業ですから、予算は農水省です。JAグループでも米を出展して行つたんですが、果物関係を見てみると、少しは出ているんですけども、多くは県単位の、県のいろいろな産物の中の1つとして、あるいは生産法人が一部出したりもしていましたけれども、そこで感じたのは、県を越えていろいろな日本の果物が1つのブースに並べられていたらと感じたわけでして、そういうのが必要だったのかなと思います。

そこで国の輸出促進対策として、農水省の場合、国際部の輸出促進室と各現局ということになろうかと思いますが、米の場合は、予算も含めて食糧部中心に対応というか、支援してもらっているわけです。そこで、果実の場合も果樹花き課、現業としてひとつもっと積極的に対応をお願いしたいということです。

豊田部会長 どうもありがとうございました。

では、何か一言、それでは。

果樹花き課長 中村委員のご認識は、私どもといいますか、事務局としては全くそのとおりだというふうに思っております。この資料4の8ページ、既に夏の段階でもご議論いただきまして整理したとおり、8ページの上のところでございますけれども、果

実の輸出についてはということで書いてございます。4番目のパラグラフに「さらに」ということで、高品質果実の継続的かつ安定的な輸出を推進するため、産地間の連携云々というようなことも触れさせていただいております。まさにおっしゃるとおり、県単独でやるとかということでは、なかなか輸出というのは伸びないというのが今までの経験であろうかと思っております。私どもも、今年の10月に全国の各県、それから生産者団体にもお集まりいただきまして、連携を持って輸出をしようではないかというような、そういうふうな全国の会議もやったりしております。さらにもっと頑張れというようなご指摘だと思いますので、その意を酌みまして対応していきたいというふうに思っております。

豊田部会長 ちょっと関連しまして、私も先週マレーシアのピトラ大学との研究交流の合間に縫ってジャスコ社、今のイオン社の調査をしてまいりましたところ、日本の果物のフェスティバルを年3回行っているというお話をございまして、需要層がどういう需要層なのかという質問をしましたところ、マレーシアに1万人ぐらい日本の駐在員等がいますが、その割合が約6割、それから、4割はマレーシアのマレー人なり中国系人なりの富裕層が主な買い手として登場してきているということで、そういう意味で、このアジア、東アジア、東南アジアまで含めて、富裕層の購買力が形成されてきているのは、日系のスーパー・マーケットも把握し始めている事実ではないかなということは感じておりますので、なお一層そうした組織的な対応が必要になっているのではないかと思いました。

畠江委員、よろしくお願いいいたします。

畠江委員 5番の9ページと10ページなんですが、アンダーラインのところで、「等により、年代別、男女別」からずっとこのアンダーラインの最後まで、この文章、本当に生意気なことを言うようで申しわけないんですが、すごくわかりにくくて、私、何度も読んでやっとわかったのは、1つは、健康機能性などの情報をPRするというのは多分「農水省」さんがやるのかなと。2番目は、「生産者と生産者団体」が消費者に例えば安心・安全のトレーサビリティーだとか、品質、食べ頃、保存方法などの情報を提供する。3番目は、「生産者と生産者団体プラス中食・外食の関連団体」ということで、そちらの方とも協力して、それで定着を図りなさいと、そういうことを言っているんだなって何度も読んでやっとわかったんですけれども、いろいろな人が読むと思いますので、すみませんがもう少しわかりやすくお願いします。今理解でよろしいでしょうか。

豊田部会長 これは、企画部会でもたびたび農水省の文章はわかりにくい、読みにくいという意見が出ている。一言、では。

果樹花き課長 切に反省をいたしまして、基本方針にはもっとわかりやすい形にいたしますが、解釈としましては、委員のご指摘の全くそのとおりでございます。どうもすみませんでした。

豊田部会長 それでは、いかがでございましょうか、今消費の問題について重要なことがいろいろ出てきておりますが。

はい、どうぞ、大段委員、お願いいいたします。

大段委員 先程、梶浦委員さんからお話をちょっとございましたけれども、私もこういうことに携わらせていただいて、40数年になります。5年ごとに長期見通しでずっと目標を掲げているんですが、果物が一番ピークだったのは40年代半ばかなと思います。それからどんどん下降しているわけですね、今日まで。これから5年、10年先を考えますとどうなりますか。

そこで、長い歴史の中で大変変化をしてきたのが、1つは国際化、国際化がどう進んでこれから進むのであろうかということが前段にやはり要るのではないかという感じが、大変難しいです、これは。これは為替のことまで全部入ってまいりますから。要は、外国からあれだけ入ってくるわけですから、国際化の見通しがやはり1つはなければならないのではないかと。

それから、先程ちょっと梶浦さんから話がございましたように、今、日本の経済といいますか、日本の人口の動向というのが当然出てくるでしょう。

それからもう一つは、食生活が随分この30年、40年の間に変化してまいりました。それによって米の消費も果物の消費も変わったんですが、食生活がこれからどういう方向に行くんだろうかと、そういう1つの前提がやはり要るんではないかというふうに思います。

そういう中で、具体的な問題を1つ、2つお話ししたいと思うんですが、例えば今みかんの加工原料の問題、高品質果汁ストレートだと、こういうふうに書いてあるんですが、今のみかんの加工原料、ここ数年、農家への支払いは1キロ当たり全国平均で7、8円だと思います。10円を切っている。こういう状況なんです。最近の動向を見ますと、農家が高齢化してきましたから、本当に7、8円だと、コンテナ20キロ1杯は150円という話ですが、あの山の高いところから持つておりないよと、捨てた方がよっぽどいいよと。瞬間的に過剰になると、それを加工に回して需給バランスをとるとなるんですが、もう定型化しているんですね。1キロ当たり7、8円、10円というのがもう固まってしまっている。その中でどうするかという議論をしたって意味がないと私は思います。

ですから、以前、ずっと若いときですが、日本のうんしゅうみかんは柑橘の中では一番果汁には向かないんだよ、缶詰には向くと、こういうふうに私は習ってまいりました。何がそれでは向くんですかというと、オレンジだよと。あれには香りがあるよというふうに言いました。私のところで、でこぽんのジュースを熊本さんより先に作って、東京でも販売しておりますが、要は、梶浦さんに失礼ですが、そういった長期的な展望の中で、品種をどう開発するかということが極めて大きいというふうに思います。あの100グラムしかないみかんを高い労働賃で収穫していたのでは合わないんですね、どう考えたって。

そういう、余計なことを言いますけれども、そういう原点といいますか、りんごやなしやその他ございますが、国際化がどう進んで今後どうなるのか、消費者は日本のものを食べたいという人もいるし、外国のでもいいですよという人もいるわけですね。従って、国際化がどう進むのか、これから日本の経済、特に人口の

動向がどうなるのか、食生活がどういうふうに変わっていくのか、その辺が非常に大きなポイントになってくるのではないかと。

それに基づいた5年先ではなくて、10年先、あるいは20年先、品種の開発なんていうのは、幾ら早くたって10数年、あるいは20年ぐらいかかるんだろうと思うんですが、何かそんな感じがしてならないので、ご承知のように、最近は国内でもマンゴーが栽培できて、これは試行品の部類の中ですが、私のところではアボカドをつくつてみたら結構いいのができる、ただ、大変おいしいアボカドができるんですが、収量が上がらない。これは収量が上がるよう試験研究機関の方でもう少しその辺を開発していただきたいなというようなこともあります、何かちょっと話がやや広げた話を申し上げましたけれども、何かそういうものも一方ではないと、今、当面の問題としてはこの方針が要ると思うんですが、さらにもう一歩、二歩先の長期展望というのがあって組み立てた方がいいのかなというような感じが、私、長い間こういう仕事をしていて感じますので、意見として、ひとつよろしくお願ひします。

豊田部会長 今のご意見は、基本方針の時期的なタームがどうなのかと、これはこれで必要ですけれども、もう少し中・長期の果樹農業振興基本指針、特に加工用品種の開発等々を含めた、そういうものをどこで検討するのかと、このようなご意見だったと思います。よろしくお願ひします。

果樹花き課長 この方針自身は、固いことを言えば10年後を見通した方針ということにはなっておりませんけれども、その中で、今の大段委員のご指摘は、そんたくすれば、恐らく今のみかんからもっと、例えば収穫ということを考えると、もっと大玉のもので、なおかつ消費者に喜ばれ、大玉というのは要するに生産のコストも下がるということを意味していると思うんです。それから、どうしても果物というのは加工に回さざるを得ないという、そういうものもあると。そういったときには、加工にも適するような品種、こういうようなものを長期的な視点から育種という、あるいは品種開発、それはもっと普及とかということも含めて、定着ということも含めて考えるというような、そういう取り組みが必要なのではないかという理解をしますけれども、それでよろしいでしょうか。

大段委員 はい。

果樹花き課長 そういうことを含めて、これは梶浦委員にお願いするような話にもなろうかと思いますけれども、表現の中で、この指針の中でどのように書くかというのは検討させていただければというふうに思っております。

豊田部会長 大分もう時間が押してまいりましたが、まだ一、二ご意見いただけると思いますので、よろしくお願ひいたします。

木村委員、どうぞ。

木村委員 私は、この資料をいただいたて読んで一番よかったですと思ったのは、やはりこの産地計画という考え方だと思います。非常に上からの押しつけではなくて、産地自らがそういうような計

画を作成するというような考え方は非常に良いことだと思います。ただ、問題は、その計画されたもの、特に、例えば担い手をどう育てるのか、そして担い手にどういうふうに我が国の農政を傾斜させていくのか、その辺のところがなかなか見えてこないと、またそれこそ絵に描いた餅になってしまふのかなというような感じをして見ていました。

今までも我が国のこういうような指針、方針、そういうものは、どうしても書いているものはそっちの方へ向かいながら、実際、実行してきているものは、例えば集団でないとだめだ、そういうような発想が出てくるわけで、かつても中核農家なんていうのを大々的にぶち上げながら、賛成・反対は別にして、大々的にぶち上げながら、結果的にそれらに対する支援が何もなかったというようなこともあるわけで、そういうことも一緒に踏まえて今後の全体像を考えていかないと、この産地計画もせっかく書いて、絵に描いた餅になりはしないかというふうな心配をしていました。

豊田部会長 今のご意見は、果樹農業の固有の消費者ニーズに合ったすばらしい果実をどうつくるかという個別の担い手の問題と、防除をどうするかとか地域の水をどうするかとか、あるいは基盤となっている水田営農というのをどう組織的に行って果樹農業を支えるかとか、そういうこと、それから、組織的、集団的な取り組みとの関連性、あるいは農業政策と農村政策との相互の関連性と、こういったものを具体的にやはりもっと描くべきではないかと、こういうようなご指摘ではなかったかと思いますが、何かござりますか。

果樹花き課長 要するに、産地計画が計画だけで終わってはまずいというご指摘でもあろうかと思います。要するに、計画だけ作ってうまくいかなかったというのは、否定できないところもありますので、絶対にそんなことにならないようなものに我々も努力しますが、これはしかし、行政だけの力ということではまだできないということもご理解いただけると思いますので、これは皆さんで取り組む話でもあり、行政は可能な限り支援するという、そういうことだろうとも思います。今のようなお考えをぜひ頭にたたきつけながら対応していくことが必要ではないかなというふうに思っております。

豊田部会長 というお話が出まして、そろそろよろしいでしょうか。

それでは、委員の方々のご意見も出尽くしたと思いますので、今日における一定の整理はされつつあるのではないかというふうに考えております。具体的に、再度私と事務局で相談いたしまして、後日改めて具体的に委員の皆様にその部分をご確認いただくということで部会として論点としてまとめたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、異存がないようでございますので、部会としての論点を取りまとめるにいたします。ここまで議論に際しまして、極めてご多忙の中、委員の皆様のご尽力によりまして何とかまとめることができまして、誠にありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、他に今後の部会の検討内容、スケジュール、基本方針の構成内容等がございますので、事務局より資料7から9について説明していただきたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

西嶋課長補佐 それでは、資料7から9についてご説明をさせていただきます。

まず、資料7、A4の1枚、横紙をごらんいただきたいと思っております。果樹部会におけるこれまでの議論と今後の検討内容というものを簡単に取りまとめたものでございまして、右から2番目の議論の整理、本日ご議論いただきました論点について、右から2番目に整理をさせていただいております。産地・担い手の今後の方針、それから、需給調整対策、担い手への経営支援対策の今後の方針、流通・加工・消費拡大対策の今後の方針について、本日議論をいただいたわけでございます。

それから、左から2つ目に産地・経営小委員会、需給小委員会とございますが、産地・経営小委員会については、1から3について本日の議論でまとめていただいております。それから、需給小委員会につきましては、2から4につきまして本日取りまとめさせていただいておりまして、産地・経営小委員会の4、近代的な果樹園経営の基本的指標の作成、それから、需給小委員会の一番上、需給・生産の実態を踏まえた的確な需給見通し、これにつきましては、一番右側にございますが、企画部会でまだ議論されておりませんので、企画部会の議論も踏まえまして、具体的な指標、それから目標について小委員会の方でご議論いただいて、それで果樹部会の方でご検討いただければと思っております。

それから、今後の検討の一番上にございますが、本日議論の整理をいただいたわけでございますが、整理いただいたものを、果樹農業振興基本方針に具体的に盛り込むべき内容につきまして、果樹部会の方で年明け以降ご議論いただきたいというふうに考えております。

それでは、具体的なスケジュールということで、資料8をごらんいただきたいと思っております。資料8、果樹部会の本日議論の整理をいただきまして、部会長の方からもごあいさついただきましたように、企画部会、食料・農業・農村基本計画の方で議論をさせておりまして、第27回、12月14日に基本計画の構成案の方を議論はされております。年明け以降、企画部会の日程については、まだ詳細については決まっておりませんで、年明け1月28日から議論が始まるということでございまして、具体的に、食料・農業・農村基本計画に記載される施策の方向でございますとか、あと自給率でございますとか、構造展望、経営展望について引き続き議論がされるというふうに伺っております。

そういう議論の方を踏まえまして、産地・経営小委員会の方で経営指標、それから需給小委員会については需給見通し、これらについて小委員会の方でご議論いただいた上で、予定でございますが、果樹部会で16年度の4回目、2月下旬から3月上旬に基本方針の骨子案の方を示させていただいて、3月中、年度内に基本方針の答申をいただくというようなスケジュールでご議論の方をいただければというふうに考えております。

ただ、まだ企画部会の議論の方、スケジュール等決まっておりませんので、流動的な面がございますけれども、現時点でこういったスケジュールでご議論を年明け以降いただきたいというふうに事務局としては考えております。

それから、最後に資料9でございます。果樹農業振興基本方針の構成内容の案という形で示させていただいております。一番左側には法律事項で決められております第1から第6まで、それぞれの事項について基本方針の中でどういった形のものを盛り込むのかというのを整理させていただいたものでございます。

第1の果樹農業振興に関する基本的な事項につきましては、現行の基本方針につきましては左側に書かせていただいておりますけれども、需給動向に即した国内生産の維持・拡大であるとか、果樹農業の産地体制の再編・強化なりにつきまして整理されております。

右側、新方針に盛り込むべき内容ということで、本日議論の整理をいただきました。それを踏まえまして、具体的に果樹農業の目指すべき方向について、それぞれの対策について具体化をするような内容を記述できればというふうに考えております。

それから、第2と第4でございます。第2は需要の長期見通し、それから第4が果樹園経営の基本的指標でございます。これらにつきましては、先程もご説明させていただきましたが、企画部会での議論を踏まえまして、必要な目標でありますとかそれぞれの指標でありますとか、小委員会でもご議論いただいた上で果樹部会の方にご提示をし、基本方針の中に盛り込めばなというふうに考えております。

それから、第3の栽培に適する自然的条件に関する基準ということで、こちらにつきましては、1枚はねていただきまして、第4回産地・経営小委員会で栽培に適する自然的条件に関する基準の見直しというところでご審議をいただいておりまして、内容につきましては、もう一枚はねていただいて2ページ目に、それぞれの果樹の種類ごとに平均気温でありますとか、最低気温でありますとか、気象被害を防ぐための基準という技術的な内容につきまして基準をこれまでの基本方針にも示しております、こちらにつきましては、今日ご指摘いただいた梶浦委員が所長でいらっしゃいます果樹研究所にご協力いただきまして、主産県の試験研究機関の意見も踏まえまして、技術的な観点から修正をいただきまして、第4回の産地・経営小委員会で了承をいたしております。これにつきまして、第3の中で盛り込みたいというふうに考えております。

それから、第5、流通・加工の合理化に関する基本的な事項につきましては、こちらも本日ご議論いただきました流通関係、加工関係につきまして整理したものをお盛り込みたいと思っております。

それから、第6、その他必要な事項につきましても、本日の議論を踏まえてこちらの第6の中に整理したものを提示させていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

豊田部会長 以上のご説明でございますが、具体的には、これ

は果樹農業振興措置法の各条文に基づく必要な検討事項という形で行われてあります、主要な項目についてはほぼ検討してきているわけでございますが、例えば今のような基本方針の項目3の自然的条件をということですね、こういったこともございますということでございます。特にご意見、ご質問等があればお願い申し上げます。

それでは、この点についてもご異存がないようでございますので、次回の部会以降、事務局から説明していただいた内容、それからスケジュールで引き続きご審議いただくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

これで本日の議論を終わらせていただきますが、事務局から最後に事務連絡があるようでございますので、よろしくお願ひします。

西嶋課長補佐 本日、委員の先生方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、なおかつ長時間にわたるご議論、誠にありがとうございました。

本日いただきました議論で、果樹農業の今後の姿でありますとか方向でありますとか、そういうものについてある程度明確化できたのではないかなどというふうに考えております。

次回以降の部会なり小委員会の開催につきましては、先程スケジュールでもご説明をさせていただきましたが、まだ企画部会等不透明なところがございますので、現時点では未定でございますけれども、企画部会での議論も見つつ、豊田部会長、それから志村小委員長、それから徳田小委員長ともご相談をさせていただきまして、皆様方のご都合をお伺いした上で日程なりを再度事務局からご案内したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の部会の概要につきましては、部会長にご確認いただいた上で、来週、農林水産省のホームページに載せていくたいと思っております。それから、詳細な議事録につきましては、もう少し時間がかかりますが、前回と同様、後日委員の皆様方にご確認いただいた上で、これも農林水産省のホームページの方に掲載したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

午後5時14分 閉会